

土木建築行政の概要

令和4年度

大分市土木建築部

令和4年10月

目 次

第Ⅰ部 組織及び事務分掌

- 1. 土木建築部の組織・機構図 7
- 2. 事務分掌 8

第Ⅱ部 予算

- 1. 令和4年度予算額
 - (1) 令和4年度一般会計当初予算総額 11
 - (2) 令和4年度一般会計当初予算額（土木建築部関係） 11
- 2. 予算の推移
 - (1) 土木建築部課別予算の事業別推移 12

第Ⅲ部 土木建築部の基本方針

- 1. 基本方針 15
- 2. 重点項目 15

第Ⅳ部 土木建築部各課の業務内容

第1章 土木管理課

- 1. 業務の概要 21
- 2. 施策の概要 21
 - (1) 庶務・管理業務 21
 - ① 一日道路河川愛護デー事業
 - ② 業務委託の入札・契約事務
 - ③ 災害復旧事務
 - (2) 道路・橋梁等に関する計画的業務 24
 - ① 道路整備保全プログラム
 - ② 道路構造物のアセットマネジメント
 - ③ 道路舗装の修繕
 - ④ 路面下空洞調査

| | |
|--|----|
| ⑤無電柱化の推進 | |
| ⑥九州国道協会事務 | |
| ⑦開発行為に伴う事前協議及び指導 | |
| (3) 道路の管理業務 | 28 |
| ①道路の現況等 | |
| ②市道路線の認定等 | |
| ③道路台帳の整備 | |
| ④道路の占用 | |
| ⑤道路事故賠償等事務 | |
| (4) 市道・里道・水路等の境界確認業務 | 33 |
| ①市道・里道・水路等の境界確認業務 | |
| ②道路用地登記事務 | |
| ③未登記道路整備事業 | |
| (5) 法定外公共物の管理業務 | 35 |
| ①法定外公共物（里道・水路等）の境界確認事務、用途廃止事務、開発行為に基づく事前協議事務 | |
| ②法定外公共物（里道）占用等許可事務 | |
| (6) 道路管理者以外の者の行う工事の承認 | 36 |
| (7) 地籍調査に関する業務 | 38 |
| ①地籍調査事業 | |
| ②公共基準点等の管理事務 | |

第2章 道路建設課

| | |
|-----------------|----|
| 1. 業務の概要 | 41 |
| 2. 施策の方向 | 41 |
| 3. 施策の概要 | 41 |
| (1) 道路新設改良事業 | 41 |
| (2) 道路舗装事業 | 41 |
| (3) 公共道路事業 | 41 |
| (4) 交通安全対策事業 | 42 |
| (5) 橋梁等維持改良補修事業 | 42 |

第3章 道路維持課

| | |
|--------------|----|
| 1. 業務の概要 | 45 |
| 2. 施策の方向 | 45 |
| 3. 施策の概要 | 45 |
| (1) 道路維持事業 | 45 |
| (2) 交通安全対策事業 | 45 |
| (3) 道路災害復旧事業 | 45 |

| | |
|---------------------------------|----|
| 4. 主要事業 | 46 |
| (1) 市道舗装補修業務委託 | 46 |
| (2) 市道草刈業務委託 | 46 |
| (3) 市道街路樹管理業務委託 | 46 |
| (4) 認定外道路の整備 | 47 |
| (5) 道路照明灯LED化ESCO事業 | 48 |
| (6) ICTを活用した維持管理 | 48 |
| (7) 道路反射鏡の点検・調査及び台帳作成 | 48 |
| 5. 資料編 | 49 |

第4章 河川・みなと振興課

| | |
|-------------------------------------|----|
| 1. 業務の概要 | 53 |
| 2. 施策の方向 | 53 |
| 3. 施策の概要 | 54 |
| (1) 河川及び排水路の改修、整備事業 | 54 |
| (2) 河川環境整備事業 | 58 |
| (3) 河川災害復旧事業 | 60 |
| (4) 河川管理業務 | 61 |
| (5) 建築確認申請に伴う放流先の確認 | 63 |
| (6) 水防業務 | 63 |
| (7) 砂防事業等 | 64 |
| (8) 雨水貯留施設設置補助事業 | 65 |
| (9) 海岸・港湾事業 | 66 |
| (10) 砂利採取計画認可申請に係る協議 | 67 |
| (11) 河川・みなと振興課が事務局を持つ外郭団体 | 67 |
| (12) 防災ハザードマップ | 67 |
| (13) 水害時避難支援事業 | 69 |
| 4. 資料編 | 70 |

第5章 建築課

| | |
|--------------------------------|----|
| 1. 業務の概要 | 77 |
| 2. 施策の方向 | 77 |
| (1) 令和4年度着工（予定）の主要工事 | 77 |
| 3. 発注（契約）実績 | 79 |

第6章 住宅課

| | |
|---------------------------|----|
| 1. 業務の概要 | 81 |
| 2. 施策の方向 | 81 |
| (1) 住宅施策の方向 | 81 |
| (2) 大分市における公営住宅供給の基本的な考え方 | 81 |
| 3. 施策の概要 | 82 |
| (1) 市営住宅等の管理 | 82 |
| (2) 市営住宅の建設 | 84 |
| (3) 大分市営住宅入居者選考委員会 | 85 |
| (4) 特定優良賃貸住宅に対する家賃補助制度 | 85 |
| (5) サービス付き高齢者向け住宅に関する事務 | 85 |
| (6) 空き家等対策 | 86 |
| (7) 移住者の居住支援 | 86 |
| (8) 子育て高齢者世帯等リフォーム支援 | 86 |
| (9) 子育て世帯の中古住宅取得支援 | 86 |
| (10) ふるさと団地の元気創造推進事業 | 86 |
| 4. 主要事業 | 87 |
| (1) 市営住宅等の管理 | 87 |
| (2) 市営住宅の建設 | 87 |
| (3) 空き家対策 | 87 |
| (4) ふるさと団地の元気創造推進事業 | 88 |

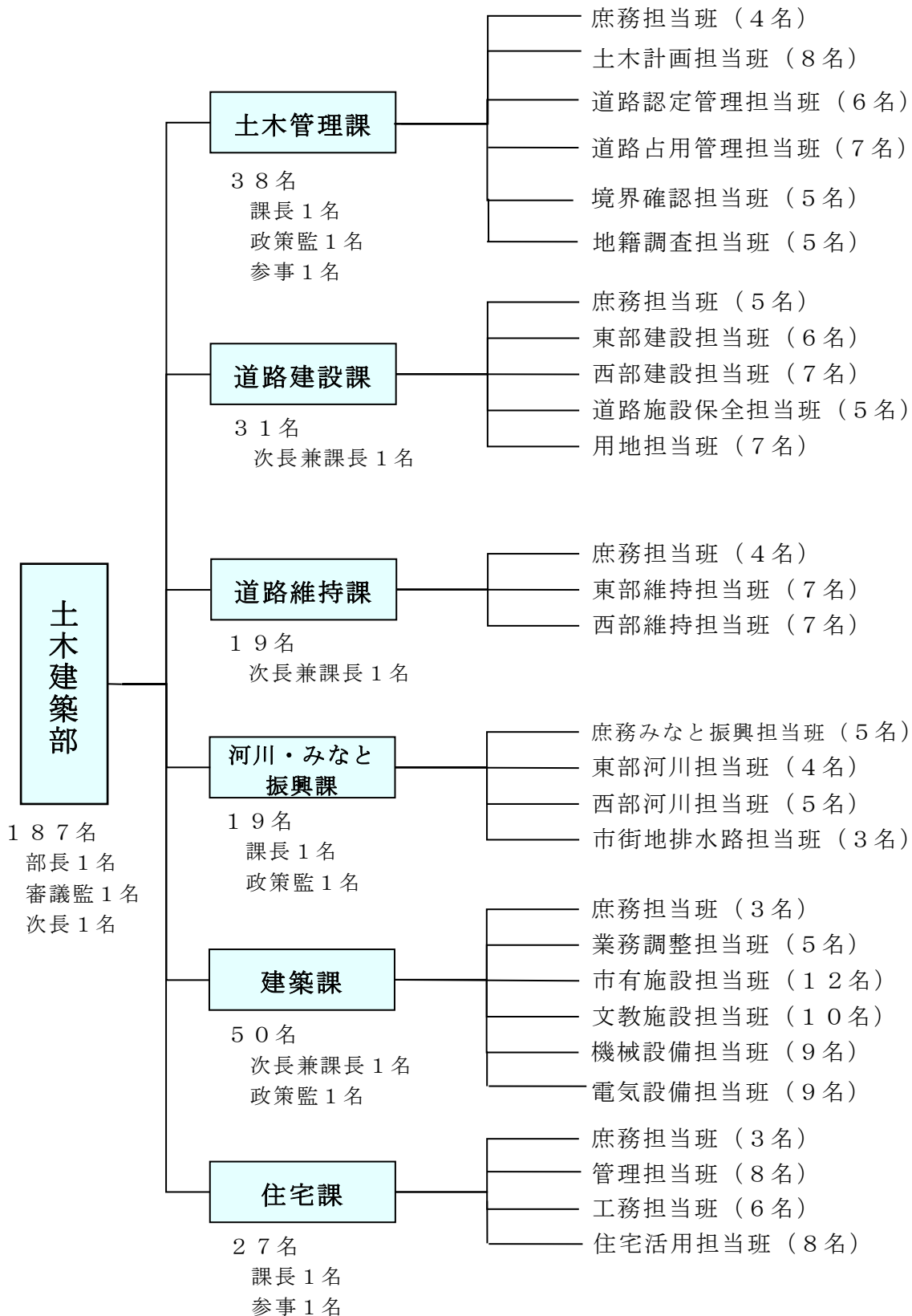
第V部 土木建築部関係条例

| | |
|---------------------------------------|----|
| (1) 大分市普通河川取締条例 | 91 |
| (2) 大分市普通河川占用、使用及び採取料条例 | |
| (3) 大分市準用河川占用料及び採取料徴収条例 | |
| (4) 大分市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例 | |
| (5) 大分市道占用料条例 | |
| (6) 大分市道路及び河川等の法定外公共物の管理に関する条例 | |
| (7) 大分市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例 | |
| (8) 大分市市道の構造の技術的基準等に関する条例 | |
| (9) 大分市営住宅条例 | |
| (10) 大分市特定公共賃貸住宅条例 | |
| (11) 大分市地域特別賃貸住宅条例 | |
| (12) 大分市空き家等対策の推進に関する条例 | |
| (13) 大分市空き家等対策協議会条例 | |
| (14) 大分市従前居住者用賃貸住宅条例 | |
| (15) 大分市営住宅等の整備基準に関する条例 | |

第Ⅰ部 組織及び事務分掌

1. 土木建築部の組織・機構図

令和 4 年 4 月 1 日現在



2. 事務分掌

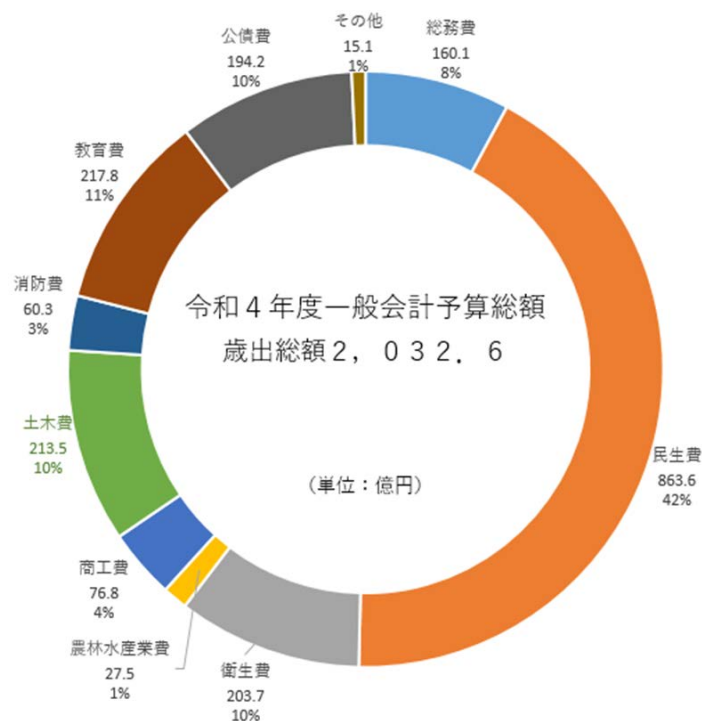
| 部 | 事務分掌 |
|---------------|--|
| 土木管理課 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 部内事務の連絡調整に関する事。 2. 入札及び契約に関する事（工事等に係るものを除く。）。 3. 道路、橋りょう、交通安全施設等（以下「道路施設等」という。）に係る施策の総合調整、調査、企画及び立案に関する事。 4. 市道の認定、廃止及び区域変更並びに里道等の廃止に関する事。 5. 市道、里道等の工事（道路管理者以外の者が行うものに限る。）の承認及び占用許可に関する事。 6. 市道、里道等の境界確認等に関する事。 7. 地籍調査に関する事。 |
| 道路建設課 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 道路施設等の新設及び改良に関する事。 2. 道路施設等の新設及び改良に伴う用地取得に関する事。 3. 道路施設等の予防保全に関する事。 4. 一般土木に関する事。 |
| 道路維持課 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 道路施設等の維持修繕等に関する事。 2. 道路施設等の災害復旧事業に関する事。 3. 認定外道路の維持修繕に関する事。 4. 失対引退者団体委託援助事業(任意就業事業)に関する事。 5. 街路樹の維持管理に関する事。 |
| 河川・みなと 振興課 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 河川、都市下水路及び水路（排水路を含む。以下同じ。）の調査、企画及び立案に関する事。 2. 河川、都市下水路及び水路の新設及び改良に伴う用地取得に関する事。 3. 河川、都市下水路及び水路の新設、改良及び維持管理に関する事。 4. 河川、都市下水路及び水路の災害復旧事業に関する事。 5. 河川及び都市下水路の指定、認定、廃止及び区域変更に関する事。 6. 河川、都市下水路、水路等の占用許可に関する事。 7. 河川及び水路の台帳に関する事。 8. 港の振興に関する事。 9. 水防に関する事。 10. 砂防、地滑り及び急傾斜地崩壊防止事業に関する事。 11. 親水事業に関する事。 |

| 部 | 事務分掌 |
|-----|--|
| 建築課 | <ol style="list-style-type: none">1. 市有建物の新築、増改移築及び営繕に関すること。2. 文教施設の建設及び営繕に関すること。 |
| 住宅課 | <ol style="list-style-type: none">1. 市営住宅、特定公共賃貸住宅及び地域特別賃貸住宅の新築、増改築、維持、管理及び処分に関すること。2. 市営住宅、特定公共賃貸住宅及び地域特別賃貸住宅の入退居者及び家賃等に関すること。3. 従前居住者用賃貸住宅の増改築、維持、管理及び処分並びに入退居者及び家賃等に関すること。4. 特定優良賃貸住宅に関すること。5. 改良地区内における建築物の新築の許可等に関すること。6. 住宅新築資金等貸付に関すること。7. 空家等対策に関すること。 |

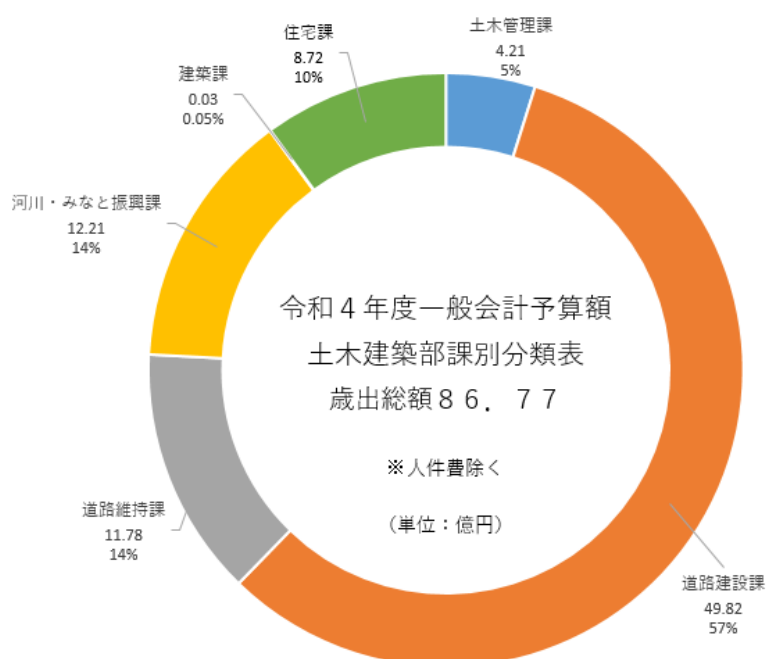
第Ⅱ部 予算

1. 令和4年度予算額

(1) 一般会計予算総額



(2) 土木建築部課別分類



2. 予算の推移

(1) 土木建築部課別予算の事業別推移

(単位：千円)

| 所管課 | 事業区分 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---------------|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 土木管理課 | 土木総務費 | 15,351 | 51,063 | 154,804 | 124,366 |
| | 道路橋梁総務費 | 192,360 | 179,840 | 283,359 | 190,263 |
| | 道路新設改良費 | 134,000 | 86,000 | 68,000 | 140,812 |
| | 道路橋梁河川災害復旧費 | 153,000 | — | 122,000 | 25,000 |
| | 小計 | 494,711 | 316,903 | 628,163 | 480,441 |
| 道路建設課 | 道路新設改良費 | 768,418 | 1,138,799 | 1,155,701 | 1,108,933 |
| | 道路舗装費 | 686,768 | 737,000 | 850,000 | 928,000 |
| | 公共道路事業費 | 301,260 | 958,444 | 372,076 | 400,110 |
| | 交通安全対策事業費 | 677,000 | 1,108,230 | 1,365,300 | 699,800 |
| | 橋梁維持費 | 471,600 | 547,974 | 508,000 | 484,000 |
| | 街路事業費 | 513,308 | — | — | — |
| 小計 | 3,418,354 | 4,490,447 | 4,251,077 | 3,620,843 | |
| 道路維持課 | 道路維持費 | 1,012,121 | 1,079,340 | 1,146,820 | 1,337,038 |
| | 交通安全対策事業費 | 79,000 | 189,000 | 145,000 | 60,000 |
| | 橋梁維持費 | 7,500 | 6,500 | 46,000 | 9,000 |
| | 道路橋梁河川災害復旧費 | 127,000 | — | 81,000 | 15,000 |
| 小計 | 1,225,621 | 1,274,840 | 1,418,820 | 1,421,038 | |
| 河川・みなと 振興課 | 河川総務費 | 188,749 | 195,760 | 371,144 | 550,014 |
| | 河川整備事業費 | 368,900 | 128,600 | 126,500 | 264,300 |
| | 河川維持改良費 | 115,656 | 106,132 | 119,900 | 135,200 |
| | 砂防費 | 51,392 | 48,492 | 126,342 | 103,972 |
| | 下水道維持改良費 | 174,248 | 160,668 | 180,124 | 148,229 |
| | 都市下水路事業費 | 5,142 | 4,139 | 5,139 | 5,139 |
| | 水防費 | 57,955 | 64,042 | 58,349 | 59,052 |
| | 道路橋梁河川災害復旧費 | 101,000 | — | 92,000 | 60,000 |
| 小計 | 1,063,042 | 707,833 | 1,079,498 | 1,325,906 | |
| 建築課 | 営繕管理費 | 3,084 | 3,074 | 3,074 | 4,072 |
| | 小計 | 3,084 | 3,074 | 3,074 | 4,072 |
| 住宅課 | 住宅管理費 | 686,006 | 747,188 | 820,743 | 795,413 |
| | 住宅建設費 | 658,715 | 856,088 | 785,815 | 65,660 |
| | 小計 | 1,344,721 | 1,603,276 | 1,606,558 | 861,073 |
| 一般会計 計 | | 7,549,523 | 8,396,373 | 8,987,190 | 7,713,373 |

※各年度、人件費を除く最終予算額。

下水道維持改良費、都市下水路事業費は、平成30年度より下水道部から事務移管。

街路事業費は、令和元年度より都市計画部へ事務移管。

第Ⅲ部 土木建築部の基本方針

1. 基本方針

防災安全の確保や都市基盤の整備など、安全・安心なまちづくり方針のもと、道路、河川、市営住宅等の整備を推進するとともに、人口減少社会を見据えた住宅政策を進めていきます。

また、高度経済成長期に建設され老朽化した施設などの長寿命化や効率的な維持管理については、コスト意識を持って取り組んでいきます。

2. 重点項目

■ 土木管理課

これまでに策定した「大分市道路整備保全プログラム」や「大分市橋梁・トンネル等長寿命化修繕計画」などに基づき、効率的かつ効果的な道路整備のための道路種別に応じた舗装の長寿命化やライフサイクルコストの縮減を進めていきます。

民地から道路上にはみ出した庭木や生垣、立て看板、のぼり旗、乗入ブロック等により、安全で快適な通行に支障をきたすなどの状況も多くなっていることから、市報・ホームページ等を通じて注意を喚起するほか、改善等の指導を行います。

また、土地の最も基礎的な情報である「地籍」を明らかにし、記録する地籍調査事業や、公共基準点等の管理に係る事務を行います。

■ 道路建設課

安全・安心な道路空間の確保を目指すとともに、コスト縮減を図りながら工事の早期発注を行うなど、道路改良事業に取り組み、市道の早期整備を進めます。

また、各種修繕計画、保全プログラムに基づき修繕や予防保全を計画的に実施し走行性・安全性の確保を図ります。

■ 道路維持課

安全で快適な道路機能を維持し、良好な状態に保つよう道路維持事業や交通安全対策事業に取り組んでいます。

また、主たる事業として道路の舗裝修繕、法面修繕、路肩等の除草及び街路樹管理を年間業務委託によって効率的に実施します。

■ 河川・みなと振興課

台風や集中豪雨などの自然災害にも強い、安心・安全に暮らせるまちづくりを目指し、河川改修事業や急傾斜地崩壊対策事業及び浸水対策事業を推進していきます。また、洪水や土砂災害ハザードマップを作成し、地域住民に配布するなど、自然災害に対する防災意識の向上に努めるとともに、危険箇所や避難場所等の周知により、減災に向けた取り組みを進めていきます。

■ 建築課

「公共建築物は市民共有の資産である」との認識の基、各課からの新築・増改築・営繕等の設計・工事依頼に対しては、付加価値を高めながら建物の品質確保に努めるとともに、経済効果の観点からも可能な限り早期発注に取り組みます。

また、市有施設及び文教施設の新築・増改築及び営繕の設計や工事監理については、公共施設の再編に不可欠なアセットマネジメントの視点から適切な維持管理や保全に基づいて、良質な公共施設の長期的な活用ができるよう図っていきます。

■ 住宅課

市民一人ひとりが豊かさを実感できる安全で快適な住みよい居住環境の創出を図ります。また、高齢者や障がいのある人等が安心して生活できる住まいづくりを進めるとともに、公営住宅等に対する多様なニーズに対応した良質な居住空間の形成を図るなど、各地域の特性に応じた住宅施策を計画的に推進します。

郊外型住宅団地の活性化を目的とした「ふるさと団地の元気創造推進事業」では、平成22年度から事業を開始しこれまで4つの団地で事業に取り組んできました。今後も市内の5ha以上の団地を対象として、郊外型住宅団地の活性化に取り組んでいきます。

また、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、令和4年3月に策定した「第2次大分市空家等対策計画」に基づき、周辺の住環境に悪影響を与えている空家等の除却に対し補助する「大分市老朽危険空き家等除却促進事業」を拡充して取り組むとともに、空家等の利活用を促進するため、空家等を改修し、「住み替え情報バンク」に登録した場合や地域活性化に資する福祉・文化用途の施設等に転換した場合に補助する「大分市空家等改修支援事業」に取り組めます。

公営住宅の適切な更新を目的として、「大分市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、老朽化した市営住宅の建替え、また公営住宅の長寿命化のための維持保全工事である外壁改修工事等に取り組めます。

第Ⅳ部 土木建築部各課の業務内容

第1章

土木管理課

1. 業務の概要

土木管理課は、庶務担当班、土木計画担当班、道路認定管理担当班、道路占用管理担当班、境界確認担当班、地籍調査担当班の6班で構成されています。
各班の主な業務内容は以下のとおりです。

■ 庶務担当班

部内・課内の連絡調整、予算、入札及び契約、災害復旧事務、庶務全般に係る事務等です。

■ 土木計画担当班

市道、橋梁等の調査、企画及び立案、橋梁、トンネル等の道路構造物の点検調査業務、無電柱化の推進に向けての企画及び立案に係る事務等です。

■ 道路認定管理担当班

市道路線の認定及び廃止、法定外公共物（里道・水路等）の払下げ等、道路台帳の整備、開発行為に基づく道路施設の帰属に係る事務等です。

■ 道路占用管理担当班

市道及び法定外公共物（里道・水路等）の占用許可、開発行為に基づく事前協議、道路管理者以外の者の行う工事の承認に係る事務等です。

■ 境界確認担当班

市道等の境界確認、未登記道路整備事業に係る事務等です。

■ 地籍調査担当班

地籍調査事業、公共基準点等の管理に係る事務等です。

2. 施策の概要

（1）庶務・管理業務

① 一日道路河川愛護デー事業

本事業は道路・水路の清掃活動を通し、地域の連帯感を高めるとともに住みよい生活環境の浄化・美化の推進を目的としています。

市内道路網は約2千数百Kmもの路線に及び、道路管理においては行政のみならず、市民の協力が必要不可欠です。そこで、自治会及び協力会社による道路の清掃、側溝及び水路の浚渫、道路パトロール等の活動により市民参加と協働によるまちづくりを進め、「道路は市民の財産」であるという意識と地域の美化意識の浸透を図っています。

■一日道路河川愛護デー参加状況

| 区分 | 参加自治会数 | 参加人数（人） | 集積数（台） |
|----------|--------|---------|--------|
| 平成 29 年度 | 99 | 14,126 | 155 |
| 平成 30 年度 | 100 | 13,333 | 168 |
| 令和元年度 | 97 | 12,119 | 124 |

※平成 28 年度は熊本地震のため中止
 ※令和 2 年度、3 年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止



地域住民による美化活動風景

② 業務委託の入札・契約事務

土木管理課では、土木建築部内各課が行う業務委託（道路・河川の清掃や除草等）の入札及び契約の事務を行っています。

■入札状況

（単位：件）

| 区分 | 入札件数 | 委託契約件数 |
|----------|------|--------|
| 平成 29 年度 | 109 | 109 |
| 平成 30 年度 | 115 | 115 |
| 令和元年度 | 116 | 116 |
| 令和 2 年度 | 129 | 129 |
| 令和 3 年度 | 114 | 114 |

③ 災害復旧事務

自然現象による災害は発生する地域や時期の予測が不可能であり、災害復旧等に係る事業費用についても被災の規模により大きく変動します。

災害復旧事業とは、被災した公共施設の原形復旧に係る事業費用について、一定の採択要件を満たせば国が負担をするものです。

近年では道路及び河川等の災害が発生しており、道路維持課及び河川・みなと振興課と連携を図りながら、大分県を通して国との連絡調整に努めました。

■ 災害発生状況

（単位：件）

| 区分 | 河川 | 道路 | 橋梁 | 下水道 | 計 |
|----------|----|----|----|-----|---|
| 平成 29 年度 | 3 | 4 | 1 | 0 | 8 |
| 平成 30 年度 | 3 | 3 | 0 | 0 | 6 |
| 令和元年度 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 令和 2 年度 | 0 | 3 | 0 | 1 | 4 |
| 令和 3 年度 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 |

（２）道路・橋梁等に関する計画的業務

① 道路整備保全プログラム

今後の道路整備は、新設等だけでなく、維持管理についても点検等を行い計画的に進めることが重要です。

そのため、道路の整備や維持管理など全体像が体系的に把握でき、事業をより効率的・効果的に進めていくための指針として、これまでの道路整備や維持修繕に関する個別計画をとりまとめた「大分市道路整備保全プログラム」を策定しました。

このプログラムは、基本構想とアクションプログラムから構成されており、基本構想では、プログラムの基本的な理念や方針を定め、その下に個別計画等を体系的に整理しています。また、アクションプログラムでは、個別計画等に基づき実施している各種の道路整備や維持修繕等の事業を一つに集約しています。

市道整備の場合、単年で事業が完了する案件も多いため、このアクションプログラムを毎年見直し更新することで、計画全体の把握と進捗管理を行います。

■ 計画の構成

基本構想

本市における道路行政の基本理念、基本方針、施策の体系等を示す。

※上位計画見直し時等に進捗や社会状況を踏まえながら、必要に応じて見直す。

アクションプログラム

具体的な取組・施策

路線の位置付け▶事業化▶事業実施

○整備保全路線

（広域連携を見据えた路線や日々の市民の生活を支える路線等）

※常に5年先を見通しながら調整する。

プログラムシート（毎年）

○プログラムシート（事業の進捗を毎年管理する）

② 道路構造物のアセットマネジメント

本市が管理する道路構造物の多くは高度経済成長期に集中的に建設されており、現在、老朽化が一斉に進行しています。

今後の維持管理については、道路構造物の更新が一時期に集中することのないように、従来の「損傷が深刻な状態になってから対処する手法」（対症療法型）から、「損傷が軽微な状態のうちに予防的に対応する維持管理的手法」（予防保全型）への転換が必要です。

道路構造物の劣化状況等を早期に発見するための定期点検については、平成26年5月に道路法に関する省令の一部が改正されており、橋梁等の主な道路構造物では、5年に1回の近接目視による点検が義務付けられました。

本市においても、省令の一部改正及び、令和元年度策定の「大分市橋梁・トンネル等長寿命化修繕計画」などに基づき、主な道路構造物の定期点検を計画的に行い、効率的な維持管理とコスト縮減を図る中で、道路ネットワークの安全性や信頼性を確保していきます。

■ 定期点検の対象となる主な道路構造物

| 名 称 | 管 理 数 |
|-------------|-------|
| 橋 梁 | 958 橋 |
| トンネル | 9 箇所 |
| 横断歩道橋 | 15 橋 |
| 大型ボックスカルバート | 1 箇所 |

※ 表は、道路法により、5年毎に定期点検を行う道路構造物の名称と管理数。
 ※ 管理数は計画策定時の数値。



③ 道路舗装の修繕

本市では、都市の骨格を形成し経済活動を支える幹線道路や、市民生活に直結する生活道路など 7,933 路線・約 2,480 k m の市道を管理しています。（令和 4 年 3 月時点）

これら市道の舗装も、多くは、橋梁等と同様に新産都（昭和 39 年）以降、都市の広がりと共に整備されているため、現在、急速に老朽化が進行しており、今後は「事後対症療法型」から「予防保全型」の維持管理へ転換が必要です。

併せて、修繕履歴等のデータベース化や情報を関係部署で共有できるように一元管理するなど、維持管理の効率化を図る必要があります。

そのため、本市では、「舗裝修繕計画（令和 4 年 6 月）」を改訂し、道路の規格に応じた管理指標や管理水準を定めるとともに、点検により舗装の状態を把握し、路線の特性等に応じた優先度評価を通して、道路舗装の長寿命化やライフサイクルコストの縮減、メンテナンスサイクルの構築を図り、安全・安心な道路空間や交通・物流ネットワークの確保に務めてまいります。

④ 路面下空洞調査

本市では、道路の路面を正常な状態で維持管理するため、継続的に路上パトロールを行っています。

しかし、毎年、老朽化した地下埋設物などに起因するなど、路上パトロールでは発見出来ない道路の陥没が発生しています。

そのため、本市では、平成 28 年度から、非開削にて路面下の空洞を探查できる路面下空洞調査を実施しております。

この調査を計画的・継続的に行い、陥没事故が生じる前に対策を行うことで、安全・安心な道路空間や交通・物流ネットワークの確保に務めてまいります。



⑤ 無電柱化の推進

「大分市総合計画」等、上位計画に基づき、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観・住環境の形成、災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上、地域文化の振興、地域活性化等の観点から「人にやさしく美しい都市空間の創造と整備」を目指した計画的な市街地整備の取り組みとして、地域の実情に応じた多様な手法も活用しながら無電柱化を推進しています。



(都) 県庁前古国府線



市道 中央住吉1号線

⑥ 九州国道協会事務

九州国道協会は、昭和37年3月に発足し、九州地方の202市町村が加盟するなか、九州の幹線道路網の整備はもとより、交通安全、環境保全、高度情報化等の多様化するニーズをふまえ、より豊かな郷土と住みよい生活環境の実現をめざし、国道をはじめとする道路整備促進や道路愛護心を育むことを目的に活動を行っています。

道路整備については、大都市部を中心に一定のストックは形成されてきていますが、自然災害に対し脆弱な箇所が多い九州地方では、循環型高速道路ネットワークの未完成、幹線道路の不足、生活道路の未整備など、質・量ともに十分ではなく、地方が求める道路整備に対し、必要な事業が確実に進められているとはいえない状況です。本市も協会の要望活動等を通じて、真に必要な道路整備に関する予算が確保されるよう取り組みます。

⑦ 開発行為に伴う事前協議及び指導

開発行為及び土地区画整理事業等における区域内道路の構造等の基準と配置、また地区外の既存道路との接続を適切に確保することで帰属を受け、適正な管理を図るため、事前の審査・協議を行っています。

開発行為の審査・協議は「都市計画法」、「道路法」及び「大分市開発行為指導要綱」等によるほか、道路の構造は本市条例に基づいています。

開発行為の施工が完了した場合は、事前協議の内容に適合しているか検査を行っています。また、帰属を対象としている道路施設及び用地は、必要となる図書を提出してもらい、土地の所有権移転を行うほか、協議により市が管理する道路の用に供する土地は、「都市計画法第 39 条及び第 40 条」の規定に基づき工事完了公告の翌日に管理、帰属されることとなっています。

なお、土地区画整理事業等については、現況市道の区域内の編入について承認を行っています。

また、施工が完了した場合は協議内容に適合しているか検査を行った後、換地処分公告の翌日から管理の引き継ぎが行われます。

■ 開発行為、開発道路引継ぎ等の状況 （単位：件）

| | 業務内容 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---------|------------------|-------|-------|-------|
| 開発行為 | 事前審査 | 4 | 4 | 12 |
| | 事前協議 | 92 | 68 | 78 |
| | 都市計画法第32条協議（市道） | 0 | 0 | 0 |
| | 都市計画法第32条協議（法定外） | 37 | 35 | -(※) |
| | 完了検査 | 63 | 59 | 50 |
| 開発道路引継ぎ | 申請 | 39 | 40 | 23 |
| | 道路検査（事前を含む） | 39 | 40 | 23 |
| | 手直し指示書 | 0 | 0 | 0 |
| | 手直し検査 | 0 | 0 | 0 |
| | 管理協定書締結 | 0 | 0 | 0 |
| | 道路の引継完了 | 36 | 28 | 19 |
| 街路樹引継ぎ | | 1 | 3 | 0 |
| 街路灯引継ぎ | | 0 | 6 | 0 |

※事業統合のため

（3）道路の管理業務

「道路法」に定める道路には、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道の4種類があります。

このうち道路管理者である本市は、市域内の市道の管理を行っています。

道路管理者とは、道路管理に関する権能及び義務を有する者であり、その管理行為には、道路の新設、改築、維持、修繕及び災害復旧、道路占用の許可などがあります。

① 道路の現況等

■道路の現況

（令和4年3月31日現在）

| 種別 | | 3年度 | 単位 | 2年度 | 増減 | % |
|-----------|-------------|-------------|------------------|-------------|---------|-------|
| 総延長 | | 2,480,340.8 | m | 2,477,558.6 | 2,782.2 | 0.1 |
| 実延長 | | 2,411,069.8 | m | 2,408,907.2 | 2,162.6 | 0.1 |
| 規格改良済延長 | | 1,828,573.9 | m | 1,825,959.0 | 2,614.9 | 0.1 |
| 未改良延長 | | 582,495.9 | m | 582,948.2 | △ 452.3 | △ 0.1 |
| 道路延長 | | 2,396,352.4 | m | 2,394,189.8 | 2,162.6 | 0.1 |
| 橋梁 | 個数 | 966 | ヶ所 | 966 | 0 | - |
| | 延長 | 14,717.4 | m | 14,717.4 | 0 | - |
| トンネル | 個数 | 9 | 本 | 9 | 0 | - |
| | 延長 | 1,097.2 | m | 1,097.2 | 0 | - |
| 舗装済延長 | | 2,339,352.9 | m | 2,336,715.7 | 2,637.2 | 0.1 |
| 内 訳 | セメント系 | 309,524.5 | m | 309,983.5 | △ 459.0 | △ 0.1 |
| | アスファルト系(高級) | 1,160,028.4 | m | 1,157,430.4 | 2,598.0 | 0.2 |
| | アスファルト系(簡易) | 869,800.0 | m | 869,301.8 | 498.2 | 0.1 |
| 砂利道延長 | | 71,716.9 | m | 72,191.5 | △ 474.6 | △ 0.7 |
| 渡船場 | 個数 | 0 | ヶ所 | 0 | 0 | - |
| | 延長 | 0.0 | m | 0.0 | 0 | - |
| 鉄道交差 | 個数 | 124 | ヶ所 | 124 | 0 | - |
| | 内立体交差 | 49 | ヶ所 | 49 | 0 | - |
| 歩道延長 | | 630,371.1 | m | 630,117.7 | 252.4 | 0.0 |
| 立体横断施設 | | 15 | ヶ所 | 15 | 0 | - |
| 〃 (内) 地下道 | | 0 | ヶ所 | 0 | 0 | - |
| 道路面積 | | 15,355,656 | m ² | 15,339,715 | 15,941 | 0.1 |
| 道路敷面積 | | 17,430,284 | m ² | 17,415,249 | 15,035 | 0.1 |
| 路線数 | | 7,933 | 本 | 7,894 | 39 | 0.4 |
| 舗装率 | | 97.0 | % | 97.0 | 0 | - |
| 改良率 | | 75.8 | % | 75.8 | 0 | - |
| 大分市の面積 | | 502.39 | k m ² | 502.39 | 0 | - |
| 〃 人口 | | 476,386 | 人 | 477,448 | △ 1,062 | △ 0.2 |

* 舗装率=舗装済延長/実延長

* 実延長=道路延長+橋梁延長

* 改良率=規格改良済延長/実延長

(重複延長を除く供用開始分)

* 人口=当該年度3月末の住民登録人口より

② 市道路線の認定等

市道として認定するのは、本市が道路を新設した場合、市街地開発事業や開発行為により新設した道路の引き継ぎを受けた場合、既設の私道等の寄附を受けた場合等があります。

市道路線の認定の基準は「大分市市道認定及び廃止基準」により定めており、議会の議決を経て路線の認定を行い公示しています。道路管理者は、路線の認定が公示された場合には、遅滞なく道路の区域を決定し、公示しなければなりません。道路の区域が決定されると、道路管理者の許可なしに、当該区域内において土地の形質の変更や工作物の新築等ができなくなります。

また、道路管理者が正当に権限を取得していること及び道路としての物的施設が一般交通に差し支えない程度に備えた道路について、供用の開始の公示を行います。

■市道路線の認定及び廃止の状況

| | 認定 | | 廃止 | |
|----------|-----|----------|-----|---------|
| | 路線数 | 延長（m） | 路線数 | 延長（m） |
| 平成 29 年度 | 49 | 10,792.3 | 10 | 3,669.8 |
| 平成 30 年度 | 42 | 6,538.5 | 2 | 711.5 |
| 令和元年度 | 83 | 14,127.3 | 13 | 8,413.1 |
| 令和 2 年度 | 52 | 14,662.0 | 7 | 7,655.2 |
| 令和 3 年度 | 39 | 6,425.7 | 5 | 4,607.5 |

■道路の区域の決定、変更及び供用の開始の状況（路線数）

| | 区域決定 | 区域変更 | 供用開始 |
|----------|------|------|------|
| 平成 29 年度 | 59 | 65 | 83 |
| 平成 30 年度 | 54 | 57 | 107 |
| 令和元年度 | 90 | 51 | 131 |
| 令和 2 年度 | 78 | 95 | 158 |
| 令和 3 年度 | 40 | 65 | 111 |

写真は、開発行為（宅地開発）に伴い、新しく認定された市道です。



③ 道路台帳の整備

道路管理を円滑に行うためには、道路の区域はもとより、道路構造、占用物件及び沿道の状況等道路の基本的事項を把握する必要があります。「道路法第28条」において道路管理者が道路台帳の調製及び保管を行うことを義務づけられており、記載事項に変更があったときは、速やかにその補正を行い、道路の状況を常に把握しておく必要があります。

■道路台帳補正業務の状況

（単位：k m）

| 区分 | 新規認定 | 改良 |
|----------|------|-----|
| 平成 29 年度 | 5.3 | 3.4 |
| 平成 30 年度 | 4.0 | 7.8 |
| 令和元年度 | 6.9 | 5.3 |
| 令和 2 年度 | 7.3 | 6.0 |
| 令和 3 年度 | 2.7 | 0.0 |

④ 道路の占用

道路は、人や車両の通行の用に供するだけでなく、市民の社会経済活動の最も根幹となる施設です。

そのため、都市生活に必要な上下水道、電気、電話等の施設を収容する場所としても重要な役割を持っています。

このように、道路の地上及び地下に一定の施設を設けて、これを継続的に使用することを道路の占用といい、占用するためには道路管理者の許可が必要です。占用許可にあたっては、「道路法」に適合する占用物件で、道路以外に設置する余地のない場合に、道路構造及び道路交通の確保、道路の景観等に支障とならない範囲で許可しています。

なお、同一箇所で水道工事、ガス工事等の道路占用工事が繰り返され、道路の無計画な掘削、円滑な道路交通の阻害、騒音・振動による住民の生活環境の悪化等が生じることのないよう、道路管理者及び占用者等で構成する「道路工事連絡協議会」を毎月開催し、工事計画、施行時期及び工事方法等について調整しています。

また、歩行者、自転車等の通行の障害、都市美観の阻害となる不法占用物件（置き看板、のぼり旗等）は、勧告、指導を行い適正化に努めています。

■道路占用許可状況 (単位：件)

| 占用物件 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 | 令和 3年度 |
|----------------|------------|------------|-----------|-----------|-----------|
| 水道関係 | 730 | 656 | 638 | 630 | 636 |
| 下水関係 | 260 | 309 | 312 | 473 | 346 |
| N T T関係 | 207 | 176 | 176 | 152 | 98 |
| 九州電力関係 | 201 | 226 | 213 | 179 | 206 |
| 大分ガス関係 | 229 | 281 | 257 | 253 | 229 |
| 一般占用 (更新含む) | 524 | 858 | 934 | 764 | 888 |
| 保安設備 | 142 | 174 | 185 | 175 | 182 |
| 道路一時使用 | 1,358 | 1,389 | 1,373 | 1,208 | 1,351 |
| 計 | 3,651 | 4,069 | 4,088 | 3,834 | 3,936 |

⑤ 道路事故賠償等事務

道路の管理瑕疵を原因とする交通事故等の発生により生じた損害に対しては、道路管理者として、その責任の程度に応じて、その損害を賠償する責めを負います。また、一般の交通事故等により、ガードレールなどの交通安全施設等に損傷を受けた場合は、加害者に対し、原形に復旧するよう求めています。

■道路事故賠償等の状況 (単位：件)

| 区分 | 道路管理瑕疵による事故の賠償 | ガードレール等の被害 |
|--------|----------------|------------|
| 平成29年度 | 6 | 103 |
| 平成30年度 | 17 | 95 |
| 令和元年度 | 9 | 93 |
| 令和2年度 | 6 | 141 |
| 令和3年度 | 9 | 257 |

（４）市道・里道・水路等の境界確認業務

① 市道・里道・水路等の境界確認事務

境界確認事務は、市道・里道・水路等の市有地と民有地等との境界を確認する事務です。大分市では土地を売買・譲渡・分筆する時や建物の建築など、市有地との境界確認が必要な時に申請を受け付けています。



境界標：矢印の先が市有地と
民有地との境界です。

（単位：件）

| 区分 | 確認数 |
|----------|-----|
| 平成 29 年度 | 698 |
| 平成 30 年度 | 648 |
| 令和元年度 | 673 |
| 令和 2 年度 | 580 |
| 令和 3 年度 | 673 |

② 道路用地登記事務

開発行為に際して管理引継ぎされた道路用地の所有権移転登記を行うほか、市道敷内に存在する大分市に所有権移転登記が行われていない道路用地について、登記名義人への寄附依頼、分筆登記及び所有権移転登記を行っています。

■ 登記実績（筆数）

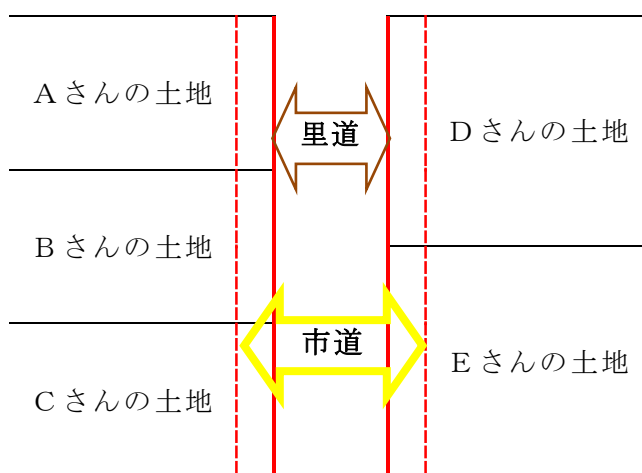
| 区分 | 開発 | 未登記 | 計 |
|----------|-----|-----|-----|
| 平成 29 年度 | 101 | 65 | 166 |
| 平成 30 年度 | 101 | 43 | 144 |
| 令和元年度 | 35 | 26 | 61 |
| 令和 2 年度 | 60 | 54 | 114 |
| 令和 3 年度 | 64 | 29 | 84 |

③ 未登記道路整備事業

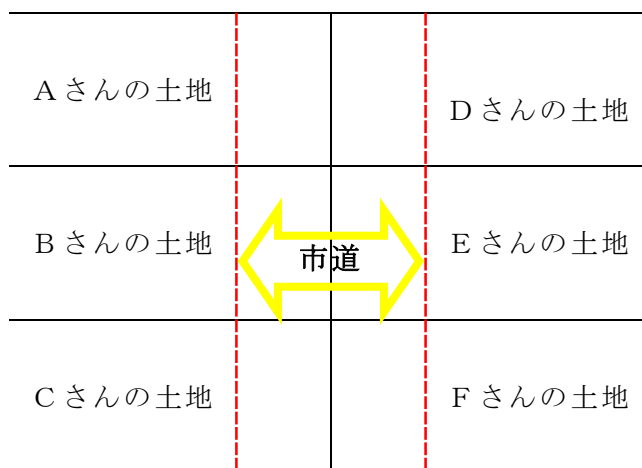
大分市が管理している市道敷内に民有地部分がある場合、当該市道を未登記道路（所有権移転登記が行われていない道路）と呼びます。

土木管理課では、市道敷内の民有地部分の寄付を受け、当該部分の分筆登記及び所有権移転登記を行っています（未登記道路整備事業）。

※未登記道路の例1（里道に接する民有地を市道に提供した事例）



※未登記道路の例2（民有地を市道に提供した事例）



（５）法定外公共物の管理業務

平成11年7月に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」が成立し、里道（道路法の適用を受けない道路）・水路（河川法の適用・準用を受けない河川、水路等）等として現に公共の用に供されている法定外公共物については、国から市町村に譲与されることとなりました。

本市においては、平成15年4月1日から「大分市道路及び河川等の法定外公共物の管理に関する条例」を施行し、国から譲与を受けた里道・水路等の管理事務を行っています。

① 法定外公共物（里道・水路等）の境界確認事務、用途廃止事務、開発行為に基づく事前協議事務

法定外公共物（里道・水路等）と民有地等との境界確認事務、法定外公共物の用途廃止事務及び開発行為に基づく形状変更、付替え、包含等の事前協議事務を行っています。

■境界確認及び用途廃止件数

（単位：件）

| 区分 | 境界確認 | 用途廃止 | 開発事前協議 |
|--------|------|------|--------|
| 平成30年度 | 343 | 51 | 56 |
| 令和元年度 | 295 | 36 | 51 |
| 令和2年度 | 288 | 44 | 34 |
| 令和3年度 | 306 | 28 | 26 |

■法定外公共物の売払い件数

| 区分 | 売払い総額 （円） | 売払い件数 （件） | 売払い筆数 （筆） | 売払い面積 （m ² ） |
|-------|--------------|--------------|--------------|----------------------------|
| 令和元年度 | 20,163,625 | 43 | 68 | 3,668.19 |
| 令和2年度 | 27,579,048 | 39 | 58 | 15,933.49 |
| 令和3年度 | 23,383,626 | 27 | 54 | 11,347.58 |

② 法定外公共物（里道）占有等許可事務

法定外公共物（里道）の上空若しくは地下において行う工事、工作物等の新築、改築又は除却等、法定外公共物本来の目的以外に使用する占有等の許可事務を行っています。

■ 法定外公共物占有許可状況

（単位：件）

| 占有物件 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-------------|-------|-------|-------|
| 一般占有 | 122 | 161 | 196 |
| N T T | 12 | 7 | 7 |
| 九州電力 | 18 | 19 | 28 |
| 大分ガス | 7 | 10 | 9 |
| 水道・下水関係（協議） | 37 | 51 | 51 |
| 短期占有 | 9 | 11 | 5 |
| 形状変更 | 42 | 48 | 69 |
| 計 | 247 | 307 | 365 |

（6）道路管理者以外の者の行う工事の承認（道路法第24条）

道路に関する工事、維持は道路管理者が行うのが原則ですが、道路管理者以外の者が「道路法第24条」の規定に基づいて道路に関する工事又は維持を行う必要が生じた場合、その工事等の設計及び実施計画について、道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができます。

道路管理者は、その工事を行う必要性、計画及び実施計画の合理性及び道路管理上の支障の有無などを総合的に判断して、承認又は不承認の処分を行うことができます。

■道路管理者以外の者の行う工事の承認（道路法第24条）

（単位：件数）

| 区分 | 申請件数 |
|--------|------|
| 平成29年度 | 263 |
| 平成30年度 | 242 |
| 令和元年度 | 223 |
| 令和2年度 | 233 |
| 令和3年度 | 274 |

（7）地籍調査に関する業務

① 地籍調査事業

地籍調査とは、土地ごとの所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積の測量を行い、地籍図及び地籍簿を作る調査です。地籍図や地籍簿といった地籍調査の成果は法務局に送られ、土地登記簿の記載が修正されるとともに、正確で信頼度の高い地図が備え付けられます。

また、個人の土地取引をはじめ、大規模災害時の迅速な復旧・復興、公共事業やまちづくり、固定資産税算出の際の基礎情報など、様々な行政事務の基礎資料として活用されます。

■大分市の実施状況

i. 大分市全域

502.39km²

ii. 調査計画区域

476.87km²（国有林、湖沼等の公有水面を除いた面積）

iii. 調査済区域

109.18km²（令和3年度末事業実績）

iv. 国土調査法第19条第5項指定

8.07km²（国土調査以外で同等以上の精度又は正確さを有する調査）

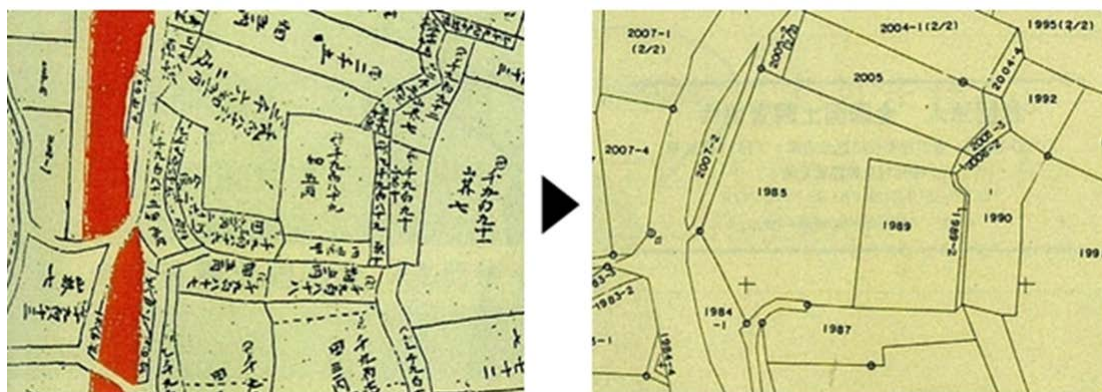
v. 必要調査面積（v = ii - iii - iv）

359.62km²（進捗率 24.6% ※ 令和4年3月31日 現在）

■実施地区

| 地区名 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-----------------|--------|-------|-------|-------|
| 新川町1～2丁目 | 調査 | 法務局送付 | 登記完了 | |
| 大字一尺屋の一部（上浦・下浦） | | 調査 | 法務局送付 | 登記完了 |
| 弁天1～2丁目 | | 調査 | | 法務局送付 |
| 弁天3～4丁目 | | 調査 | | 認証手続き |
| 大字一尺屋の一部（田ノ浦） | | 調査 | | 認証手続き |
| 大字白木の一部（室生・玉井） | | 調査 | | 認証手続き |
| 豊町1～2丁目 | | | 調査 | |
| 泉町、碩田町1～3丁目 | | | 調査 | |
| 大字白木の一部（白木浜） | | | 調査 | |
| 大字白木の一部（秋ノ江） | | | 調査 | |
| 勢家町3～4丁目・王子北町 | | | | 調査 |
| 住吉町1丁目外5地区 | | | | 調査 |
| 大字佐賀関の一部（西町） | | | | 調査 |
| 大字佐賀関の一部（幸ノ浦） | | | | 調査 |

■ 地籍調査前後の法務局の地図



地籍調査前

地籍調査後

② 公共基準点等の管理事務

大分市に存在する公共基準点等には、「街区基準点」や「大分市公共基準点」などがあります。これらの基準点は、測量成果の閲覧・写しの交付、使用手続き、一時撤去及び移転の申請、使用結果の報告等を定めた「大分市公共基準点の管理保全に関する要領」に基づき、測量・工事関係者や登記関係者などに幅広く利用されることに併せ、適正な管理保全が行われています。

第2章

道路建設課

1. 業務の概要

道路建設課は、道路の新設改良、交通安全対策、舗装、橋梁等修繕、道路法対策、照明・標識の修繕などを主な業務としており、新設改良（部分改良）や交通安全対策は地域住民の要望に基づき、地域の特性に応じた整備を行っています。

また、舗裝修繕や橋梁等修繕、道路法対策、照明・標識の修繕については、各修繕計画のプログラムに基づき整備を進めています。

2. 施策の方向

将来にわたり、機能と安全性を確保するため、また、高齢者や障がい者など誰もが安心して社会参加ができ、快適に暮らせる生活環境を確保するため、道路施設の長寿命化対策や既設歩道の段差・傾斜・勾配の改善等バリアフリーによる歩行空間の整備など安全・安心な道路環境の整備を進めます。

また、防災活動及び緊急車両等の通行を容易にするため、道路の拡幅や待避所の設置等の整備も進めます。

3. 施策の概要

(1) 道路新設改良事業

市道の改良、側溝整備並びに計画に基づく道路法対策、照明、標識の修繕を行い、物流機能の円滑化や地域産業の育成、また、居住環境の改善を図っていく事業です。

(2) 道路舗装事業

道路舗装の安全性と快適性を確保するため、戦略的維持管理を推進し、計画的かつ効率的な舗装補修を行い、市民の命と暮らしを守り、だれもが安全かつ安心して暮らせる道路環境を整備する事業です。



安全性・快適性を確保するため、舗装補修を行った高城駅通り線

(3) 公共道路事業

国からの補助金や交付金を活用し、市道の新設や拡幅等の道路改良等を行い、生活空間の安全性や利便性を確保する道路環境を整備する事業です。

(4) 交通安全対策事業

「大分市通学路交通安全プログラム」に基づき、道路管理者による対策が必要と判断された要対策箇所を整備することにより、通学児童の安全確保を図る事業です。また、未就学児が日常的に集団で移動する経路等の安全確保の対策や自転車走行空間の整備も実施します。

さらに、市内中心部において、通行空間の安全性や快適性を確保し、大規模災害が起きた際の電柱等の倒壊による道路寸断を防止するとともに、電線や電柱をなくすことで良好な景観を形成する無電柱化事業も進めています。



交通安全対策事業 新貝新栄町 2 号線

(5) 橋梁等維持改良事業

道路ネットワークの安全性・信頼性を確保するため、橋梁やトンネルなどの道路インフラの点検及び点検に基づく道路構造物の長寿命化・耐震化等の戦略的維持管理を推進し、市民の命と暮らしを守り、だれもが安全かつ安心して暮らせる道路環境を整備する事業です。



橋梁等維持改良事業 作業中（伸縮継手の更新）

主要施策一覧

| 区分 | 計画の名称 | 要素事業 | |
|--|-----------------------------------|---|--------------------|
| 社会資本整備 総合交付金 | にぎわいを生みだし活力ある地域づくりを支える大分の道路ネットワーク | (他) 金池西14号線ほか(金池工区) | |
| | | (他) 横瀬1号線(横瀬工区) | |
| | | (他) 馬場1号線(馬場工区) | |
| 防 災 ・ 安 全 交 付 金 | 通学路の要対策箇所における安全を確保するみちづくり(防災・安全) | (他) 川床楠木生2号線(戸次工区) | |
| | | (1) 大在駅一木線(政所工区) | |
| | | (他) 猪野森町線(森町工区) | |
| | | (1) 木ノ上東院線(田原工区) | |
| | | (他) 賀来1号線(賀来工区) | |
| | | (他) 府内11号線(府内工区) | |
| | | (1) 松岡西14号線ほか(松岡工区) | |
| | | (2) 田尻2号線ほか(田尻工区ほか) | |
| | | (1) 木ノ上東院線(中島工区) | |
| | | (1) 城崎弁天線(城崎工区) | |
| | | (1) 春日大通り田室町線(春日工区) | |
| | | (他) 金池顕徳2号線(金池工区) | |
| | | (2) 木ノ上戸線(木上工区) | |
| | | (他) 中島森ノ木線(中島工区) | |
| | | (1) 高江ニュータウン1号線ほか | |
| | | (他) 下郡中央南1号線ほか | |
| | | (他) 中尾1号線(中尾工区) | |
| | | (他) 城南小学校南線(永興工区) | |
| | | 安全・安心を確保する道路施設の適確な維持管理の推進(防災・安全) | (1) 城原久土線ほか・丹生大橋ほか |
| | | 地域における総合的な生活空間の安全を確保するみちづくり(防災・安全) | 自転車走行空間整備事業 |
| 大分の道路における総合的な事前防災・減災対策、老朽化対策の推進(防災・安全) | (1) 下郡宮崎大通り線ほか(下郡・宮崎工区ほか) | | |
| | (2) 宮崎東植田小学校線ほか(光吉工区ほか) | | |
| | (1) 東鶴崎下徳丸線ほか(高田工区ほか) | | |
| | (1) 椎迫西の台線ほか(三芳工区ほか) | | |
| 地方創生道整備推 進交付金 | 癒やしの里「のつはるまち」地域資源活用計画 | (他) 高沢小原線ほか | |
| 道路メンテナンス 事業費補助金 | 橋梁長寿命化修繕計画 | 尼ヶ瀬川1号橋ほか | |
| | トンネル長寿命化修繕計画 | 秋岡トンネルほか | |
| 無電柱化補助金 | 無電柱化推進計画事業 | (他) 荷揚舞鶴線(城崎工区) (他) 荷揚4号線外(荷揚工区) (1) 府内3号線(府内工区) | |
| 都市構造再編集中 支援事業補助金 | 大分市中心市街地地区 | (他) 府内11号線 (他) 新町王子南線 | |
| 防衛施設周辺民生 安定施設整備事業 費補助金 | 大分弾薬支処周辺道路改修等 | (1) 曲敷戸団地線 | |

※(1)は1級市道、(2)は2級市道、(他)はその他市道

第3章

道路維持課

1. 業務の概要

道路維持課の主な業務は、道路修繕、交通安全施設の設置・修繕、道路清掃、道路除草、街路樹管理、認定外道路の整備等を行っています。また、市民等からの情報提供や道路パトロールからの報告により、道路の異常を早期発見し、迅速かつ適切な補修及び対策を行うことで歩行者及び車両が安全に通行できるよう努めています。

2. 施策の方向

市道の管理延長が年々伸びる中、道路施設や交通安全施設の老朽化は進行しており、修繕等の要望も増加傾向にあります。

安全かつ円滑な道路交通を確保するため、ICTを活用した業務の効率化を図り、要望等に対して迅速な対応を行うとともに、道路パトロールの委託化など民間の技術やノウハウを積極的に活用することで安定かつ持続可能な維持管理を行っていきます。

3. 施策の概要

（1）道路維持事業

市民生活の基盤となる道路施設の適正な管理水準を維持するため、道路の維持修繕は重要な事業であり、道路利用者が安全で快適な走行環境を提供できるよう、道路パトロールによる点検、道路の欠陥・破損箇所の補修、路面や側溝の清掃、街路樹管理、道路沿線の除草などの日常的な管理を行っています。

（2）交通安全対策事業

交通事故防止に向け、防護柵（ガードレール等）、道路反射鏡（カーブミラー）、道路照明及び路面表示等の交通安全施設の新設や修繕を行っています。

特に通学路の安全対策においては、学校関係者、警察、道路管理者等が連携し、一体となって事業に取り組んでいます。

（3）道路災害復旧事業

本市は、地理的条件から台風や梅雨前線による豪雨、長雨等自然災害の被害を受けやすく、倒木や崩土、冠水による交通の遮断、土砂流出による道路損壊等によって市民生活は深刻な影響を受けてきました。

災害を未然に防ぎ、被害を最小限に食い止めるために、日常的な維持補修を行うとともに、災害が発生した際には、迅速な対応を行い、早期の復旧に努めています。また、これらの災害復旧に対して、採択基準を満たすものについては国庫補助（補助率2/3）の活用を行っています。

4. 主要事業

(1) 道路パトロール等維持管理業務委託

①道路パトロール車で道路を巡回点検し、道路の損傷や変状、落下物などを発見するとともに、穴ぼこ等の異常箇所への応急補修を行っています。(パトロール業務)

②パトロール員からの報告や市民からの通報を基に、路面に著しい劣化や破損、段差が生じている箇所を局所的に舗装補修を行っています。(舗装補修業務)

上記2つの業務を包括して民間に委託しています。



穴ぼこ補修前



穴ぼこ補修後

(2) 市道草刈業務委託

交通量が多く、長年にわたり要望されている路線を対象に、適正な時期に年2～3回の草刈りを行っています。また、1級河川沿いの本市が管理する兼用道路については、国が実施する堤防の草刈りの時期に合わせて年2回の草刈りを行っています。



草刈り前



草刈り後

(3) 市道街路樹管理業務委託

街路樹のきれいなまちづくりを進めるとともに歩行者等の安全・安心な道路空間を確保するため、幹線道路をはじめ市道431路線に多くの街路樹が植栽されています。これらの街路樹は、年間1～2回の剪定や刈込み、病害虫の防除及び植栽帯の除草などにより適切に維持管理を行っています。

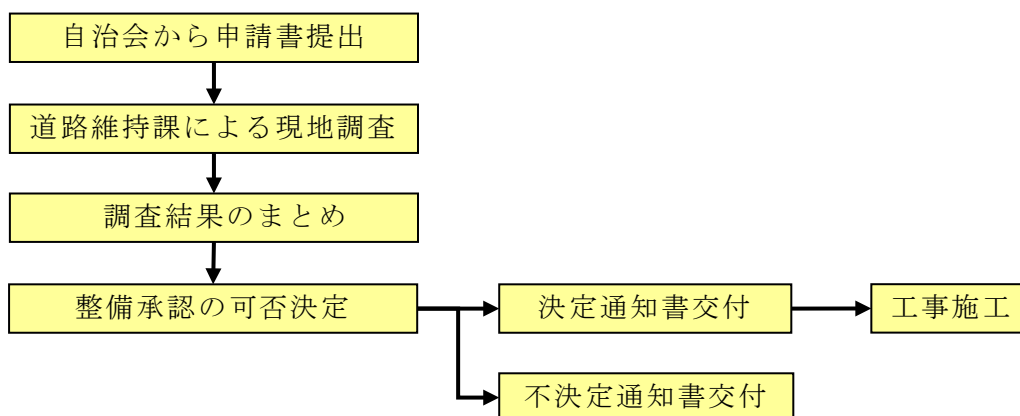


市道今津留・大津町線

（４）認定外道路の整備

日常生活に欠くことのできない道路でありながら、市道として認定されていない道路や「準市道の取扱基準」（平成6年4月1日制定）に適合しない道路（里道等）について「大分市認定外道路整備要綱」（平成10年4月1日施行）を定め、平成10年度より、簡易な舗装等の整備に取り組んでいます。

■認定外道路整備手順



（５）道路照明灯 LED 化 ESCO 事業

令和２年度に道路照明灯約３，０００灯の内、LED化されていない水銀ランプなど約２，２００灯を一斉にLEDランプへ交換しました。

今後、令和１２年度までは、事業者（東芝エレベータ㈱九州支社）による包括的維持管理が行われます。

全ての道路照明灯に管理プレートが設置され、不点灯等の不具合に関する通報は、専用のコールセンター（年中無休２４時間対応）で受付を行い、早期に対応できる体制を整えています。

（６）ICTを活用した維持管理

市民からの通報に対して、受付から対応までの一連業務をクラウドサービスを利用したシステムによって情報の入力/共有/管理を行います。

また、現場を移動する職員の位置情報がシステム上で確認できるため、緊急の通報に対して迅速かつ効率的な現場対応が可能となりました。

今後は、システムに蓄積された情報を分析し、修繕計画等の立案や維持管理手法の見直しに活用します。

（７）道路反射鏡の点検・調査及び台帳作成

市道等に設置されている道路反射鏡の劣化・腐食・損傷等の点検調査を実施しています。また、適正な維持管理・更新を行うため、点検調査の成果を基に台帳の電子化を図ります。

5. 資料編

■道路維持事業執行状況

| 種別 | 単位 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 | 令和 3年度 |
|------------------|----------------|------------|------------|-----------|-----------|-----------|
| 要望受付件数 | 件 | 4,249 | 4,607 | 3,978 | 5,967 | 5,521 |
| 道路清掃 | 路線 | 588 | 456 | 395 | 335 | 322 |
| 道路除草等 | m ² | 606,808 | 604,046 | 654,163 | 591,819 | 583,104 |
| 道路修繕 | ヶ所 | 1,122 | 1,331 | 1,179 | 1,038 | 1,017 |
| 交通安全施設補修等 | ヶ所 | 519 | 465 | 452 | 405 | 240 |
| 側溝浚渫 | ヶ所 | 327 | 276 | 305 | 301 | 341 |
| ポケット補修 | ヶ所 | 409 | 454 | 400 | 1,434 | 3,343 |
| 橋梁補修等 | 件 | 21 | 13 | 11 | 5 | 4 |
| 認定外道路（里道等） 整備 | ヶ所 | 50 | 49 | 86 | 103 | 76 |
| 街路樹・芝等管理 | ヶ所 | 537 | 535 | 500 | 484 | 519 |

■道路照明施設、カーブミラー、道路案内標識の状況

（各年度末における維持管理数）

| 年度 | 区分 | 道路照明施設（灯） | カーブミラー（基） | 道路案内標識（本） |
|--------|----|-----------|-----------|-----------|
| 平成29年度 | | 2,877 | 6,385 | 374 |
| 平成30年度 | | 2,893 | 6,421 | 374 |
| 令和元年度 | | 3,149 | 6,478 | 374 |
| 令和2年度 | | 3,164 | 6,562 | 374 |
| 令和3年度 | | 3,168 | 6,608 | 374 |

■道路災害復旧状況

国庫補助事業による道路災害復旧の状況

| 年度 | 区分 | 件数（件） | | | 事業費（工事契約額） （単位：千円） |
|----------|----|-------|----|---|-----------------------|
| | | 道路 | 橋梁 | 計 | |
| 平成 29 年度 | | 3 | 1 | 4 | 17,842 |
| 平成 30 年度 | | 4 | 0 | 4 | 116,459 |
| 令和元年度 | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 令和 2 年度 | | 3 | 0 | 3 | 31,466 |
| 令和 3 年度 | | 0 | 0 | 0 | 0 |

第4章

河川・みなと振興課

1. 業務の概要

河川・みなと振興課の主な業務は、市内を流れる準用河川・普通河川および市街化区域外を流れる排水路の新設・改良・維持補修・災害復旧・管理です。

近年では、河川にやすらぎや、うるおいを求めようとする市民のニーズにこたえるべく河川環境の整備及び保全について国土交通省、県、関連部署、地域住民等と協議を行いながらハード、ソフトの両面での取り組みを進めています。

また、東日本大震災の被災や南海トラフを震源とする巨大地震の発生予想が公表されたことなどにより、「安全・安心に暮らせるまちづくり」の取り組みを進めるなか、河川や急傾斜地などに対する防災対策業務の需要が増える傾向にありますが、限られた予算の中で適切に対応していくためには、減災に向けたソフト面の取組が有効であると考えています。

このほか、水防・砂防・港湾等に関する業務と併せて、大分川大野川改修促進同盟会・乙津川環境整備事業促進期成会などの外郭団体の事務局として、各団体の活動に関する業務も行っています。

2. 施策の方向

都市化の進展は、宅地化による流出量の増加や、山林や農地の減少に伴う保水能力の低下をもたらし、台風や長雨が続くと以前と同様の降水量であっても、流出量の増加により河川の氾濫・崩壊や浸水、崖崩れ等により被害が発生しやすい状況となっています。

市民の貴重な生命と財産を災害から守るためには、河川改修工事をはじめ浸水対策事業や砂防工事は急務であると考えます。

本市が管理する準用河川や普通河川等について、計画的な改修、整備を進めるとともに、国や県が管理する河川についても、国土交通省や大分県と協議を行いながら、河川改修や整備の早期実現に向け働きかけを行うほか、防災施設の整備等災害の未然防止に努めているところです。

また、近年では、気候変動が要因と考えられる記録的な豪雨が頻発し、全国各地で被害が発生していることから、こうした気候変動に適応するための対策や、減災に向けた取組みが改めて求められています。

一方で、河川を整備管理するための予算確保については、今後も厳しいことが見込まれています。多大な費用を伴う河川整備などのハード事業については、短期間で実現することが困難であり、このような中、被害を最小限にとどめるためには、減災に向けた取組として洪水や土砂災害ハザードマップなどの防災情報の提供や危機管理体制の構築などのソフト事業が効果的であり、こうした取り組みを現在積極的に進めています。

これまで河川については、治水、利水を目的として整備や管理が求められてきましたが、河川空間が人に安らぎを与えるとともに、生物の生息・生育が行われる貴重な自然環境であることから、法律が改正され、河川空間の整備と保全が求められることとなりました。市が行う河川改修事業も従来の治水にプラスして周囲の自然環境や生態系にも考慮した、河川整備を目指しています。

第IV部 土木建築部各課の業務内容（河川・みなと振興課）

さらに、河川空間を市民のうるおいとやすらぎの場として活用するために、河川管理者と協力し、河川堤防における桜づつみ（植樹堤防）の創出や、川の清水を利用した自然型プールである河原内川河川プールの運営・管理、乙津川の「水辺の楽校」周辺を、より市民に親しまれる場所にするための「美しい水辺づくり事業」等、環境美化・水質保全・自然保護の観点から、河川敷の有効活用についての取り組みも進めています。

このように河川行政も単なる川づくりから、豊かな自然と共存しながら快適で安全な生活環境を確保していくための都市づくりの一環としての川づくりへと移行してきています。



河原内川河川プール

3. 施策の概要

（1）河川及び排水路の改修、整備事業

河川改修事業においては、まず治水への考慮が必要ですが、近年では、治水だけではなく周辺の生態系などの環境にも配慮した川づくりを進めています。

準用河川改修事業

準用河川の改修については、これまで国の補助（補助率1/3）を受けながら、改修を進めてきており、平成19年度に馬入川の改修が完了しました。

改修状況は次のとおりとなっています。

第IV部 土木建築部各課の業務内容（河川・みなと振興課）

| 指定河川数 | 全 体 計 画 | |
|-------|---------|---------------------|
| 17河川 | 指定河川延長 | 17,159.1m |
| | 改修計画延長 | 12,914.6m |
| | 改修済延長 | 11,181.6m |
| | 改 修 率 | 86.6% |
| | そ の 他 | 平成19年度 馬入川改修事業完了 |

内水対策事業

大分川・大野川の内水による浸水地域に対し、地区住民の安全で快適な生活環境を確保するため、国土交通省や大分県等の関係行政機関相互の連絡調整と、内水対策事業の推進にも取り組んでおり、平成22年度には光吉谷川流量調整施設が完了しました。事業内容は次のとおりです。

| 施 設 名 | 事業年次 | 事 業 内 容 | |
|------------|-----------------------|---------|-------------------------|
| 光吉谷川流量調整施設 | 平成19年度 ～ 平成22年度 | 事 業 費 | 231,031千円 |
| | | 事業概要 | 調整池整備 |
| | | 用 地 | A=21,941 m ² |
| | | 補 償 | 2件 |
| | | そ の 他 | |



光吉谷川流量調整施設

浸水対策事業

近年では市街化区域外の低地において浸水対策事業にも取り組んでおり、過去5年間における実施状況は次のとおりとなっています。

| 地区名 | 計画年次 | 全体計画 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---------|----------------------|------|-------------------------|----------------|----------|----------|----------|----------|
| | | 事業費 | | | | | | |
| 野津原地区 | 平成17年度 ～ 令和元年度 | 事業費 | 1,241,422千円 | 119,075千円 | 15,310千円 | 6,284千円 | 事業終了 | |
| | | 施工延長 | L=1,360m | L=328.0m | | L=29.6m | | |
| | | 用地 | A=8,215㎡ | | | | | |
| | | 補償 | 18件 | 1件 | | | | |
| | | その他 | 水路トンネル 橋梁1基 管理橋1基 | 旧河川整備 測量試験費 | | | | |
| 佐賀関馬場地区 | 平成17年度 ～ 令和8年度 | 事業費 | 1,457,387千円 | 140,380千円 | 95,929千円 | 25,196千円 | 72,921千円 | 59,631千円 |
| | | 施工延長 | L=2,960m | L=76.1m | L=206m | L=166.5m | L=30m | L=320m |
| | | 用地 | A=11,075㎡ | | | | | |
| | | 補償 | 16件 | 2件 | | 2件 | 1件 | |
| | | その他 | 樋門1基 分水施設2基 | 測量試験費 | 測量試験費 | | | |



野津原地区浸水対策事業

第IV部 土木建築部各課の業務内容（河川・みなと振興課）

普通河川改修事業

普通河川についても、起債事業として改修を進めており、市街化区域外の水路（排水路、暗渠を含む）について、平成10年度より維持改修を行っています。
過去5年間における実施状況は次のとおりとなっています。

| 河川名 | 計画年次 | 全体計画 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-------|-----------------------|------|-----------|----------|-----------|----------|----------|----------|
| | | 事業費 | | | | | | |
| 猿喰川 | 平成27年度 ～ 令和4年度 | 事業費 | 305,891千円 | 25,054千円 | 128,385千円 | 16,241千円 | 52,537千円 | 37,362千円 |
| | | 施工延長 | L=264m | | | L=114.6m | L=53.8m | |
| | | 用地 | A=1,606㎡ | | | A=40㎡ | | |
| | | 補償 | 1件 | | 1件 | | | |
| | | その他 | JR工事委託 | JR工事委託 | JR工事委託 | | | |
| 金谷川 | 平成28年度 ～ 平成30年度 | 事業費 | 34,055千円 | 3,721千円 | 28,428千円 | 事業終了 | | |
| | | 施工延長 | L=28.1m | | L=28.1m | | | |
| | | 用地 | A=700㎡ | A=700㎡ | | | | |
| | | 補償 | 2件 | | 2件 | | | |
| | | その他 | 通路橋2基 | | 通路橋2基 | | | |
| 宮尾川 | 平成30年度 ～ 令和8年度 | 事業費 | 324,276千円 | | 19,876千円 | 6,100千円 | 24,694千円 | 24,694千円 |
| | | 施工延長 | L=600m | | | L=100m | L=116m | L=132.5m |
| | | 用地 | A=555.4㎡ | | | | | |
| | | 補償 | | | | | | |
| | | その他 | 橋梁1橋 | | 測量試験費 | | | |
| 大谷川 | 平成30年度 ～ 令和4年度 | 事業費 | 69,354千円 | | 4,754千円 | 10,296千円 | 15,523千円 | 15,523千円 |
| | | 施工延長 | L=110m | | | L=23m | L=30m | |
| | | 用地 | | | | | | |
| | | 補償 | 2件 | | | 2件 | | |
| | | その他 | | | 測量試験費 | | | |
| 中尾川支川 | 令和2年度 ～ 令和5年度 | 事業費 | 164,504千円 | | | | 3,410千円 | 5,534千円 |
| | | 施工延長 | L=135m | | | | | |
| | | 用地 | | | | | | |
| | | 補償 | | | | | | |
| | | その他 | | | | | 測量試験費 | 測量設計費 |



猿喰川改良事業

維持改良工事及び浚渫・草刈等委託事業

市内を流下する準用河川・普通河川及び市街化区域外の排水路については、市民からの要望等に基づき随時、維持改良工事や浚渫、草刈等を河川維持のため、必要に応じて実施しています。また、準用河川については河川施設を毎年点検し、計画的な予防保全型の維持管理を実施するなか、安全性・機能性の保全に努めています。

過去5年間における河川の維持改良工事の状況及び浚渫、草刈等の委託状況は次のとおりとなっています。

| 区 分 年 度 | 維持改良工事 | | 浚渫・草刈等委託 | | 計 |
|------------|--------|------------|----------|-----------|------------|
| | 件数 | 事業費 | 件数 | 事業費 | |
| 平成 29 年度 | 82 件 | 82,761 千円 | 50 件 | 22,655 千円 | 105,416 千円 |
| 平成 30 年度 | 85 件 | 110,461 千円 | 114 件 | 57,041 千円 | 167,502 千円 |
| 令和元年度 | 106 件 | 100,189 千円 | 110 件 | 49,967 千円 | 150,156 千円 |
| 令和 2 年度 | 71 件 | 85,414 千円 | 103 件 | 47,421 千円 | 132,835 千円 |
| 令和 3 年度 | 56 件 | 73,340 千円 | 82 件 | 45,484 千円 | 118,824 千円 |

（2） 河川環境整備事業

市内を流下する 1 級河川大分川、大野川、乙津川、七瀬川、判田川の河川敷は、都市内に残された貴重な空間であり、市民のうるおいと、やすらぎの場として活用するための、スポーツ施設や親水公園等の設置の計画がすすめられ、河川の複合的活用が図られています。

平成6年度から平成12年度にかけて、舞鶴橋から弁天大橋までの大分川左岸800mを建設省のラブリバー事業の一環として整備を行い市民に憩いの場として提供しました。大野川においても、鶴崎橋下流右岸河川敷の整備が計画され、平成13年度に事業を完了しました。

■ 乙津川環境整備事業整備状況

| 区分 年度 | 場所 | 整備状況 | 整備箇所数 |
|-----------------------|------------|--------|-------|
| 昭和57年度 ～ 平成19年度 | 堂園左岸 | 水辺の楽校 | 6ヶ所 |
| | 堂園右岸 | スポーツ公園 | |
| | 高田橋右岸・堂園左岸 | グラウンド | |
| | 別保左岸・横尾左岸 | | |

※水辺の楽校は河川・みなと振興課、スポーツ公園は公園緑地課、グラウンドはスポーツ振興課が管理しています。

美しい水辺づくり事業

平成22年度から平成25年度までアントレプレナーシップ事業として取組まれてきた「美しい水辺づくり事業」を、平成26年度より、河川・みなと振興課事業として引き継いでいくこととなりました。

環境美化・水質保全・自然保護の観点から、乙津川の「水辺の楽校」周辺を、より市民に親しまれる場所にするために、「水辺の楽校」の利活用を図る取組みを地域の団体と協働により実施しています。

- ・「乙津川水辺の楽校」自然植物観察園の整備



■ 野鳥観察案内板設置状況

| 年度 | 区分 | 設置箇所 | 設置箇所数 |
|----------------------|----|--|-------|
| 平成4年度 ） 平成12年度 | | 国分橋下流右岸、広瀬橋下流右岸 小野鶴橋下流左岸、明礮橋下流左岸 舞鶴橋上流左岸、海原橋上流左岸 | 6ヶ所 |

（3）河川災害復旧事業

例年襲ってくる台風や長雨は、市内各地で河川の氾濫・決壊をひきおこし、市民の生命や財産をおびやかす市民生活の安定や社会経済に大きな影響を与えています。

本市においては、これらの災害を未然に防ぐため、河川の改修、整備をすすめているものの、大多数の河川は未改修の状態にあり、台風、長雨による影響は否めないものになっています。

これら河川等の公共施設に係る災害の早期復旧は行政の責務であり、本市も国の補助（補助率2/3）を受けながら復旧に努めているところです。

（４）河川管理業務

河川占用

市内を流れる河川は、「河川法」、「国有財産法」、「大分市普通河川取締条例」、及び「大分市河川占用、使用及び採取料条例」、「大分市準用河川占用料及び採取料徴収条例」等に基づき管理されており、これらにより河川の占用申請等に対して許可がなされたものについて、河川占用料の徴収が行われています。

過去5年間における河川占用申請件数、及び河川占用料調定額の推移は次のとおりとなっています。

■ 河川占用申請件数年度別推移

（単位：件）

| 区分 | | 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|----------|--------------|----|----------|------------|------------|------------|------------|
| 普通河川 | 通路橋等 （無料） | | 2 (2) | 5 (3) | 7 (4) | 4 (3) | 4 (4) |
| | 排水管等 （無料） | | 10 | 13 | 20 (17) | 13 (13) | 14 (11) |
| 準用河川 | 通路橋等 （無料） | | 0 | 0 | 0 | 1 (0) | 0 |
| | 排水管等 （無料） | | 1 | 2 | 4 (3) | 2 (2) | 1 (1) |
| 法定外公共物水路 | 通路橋等 （無料） | | 1 (1) | 18 (7) | 20 (8) | 30 (18) | 18 (11) |
| | 排水管等 （無料） | | 5 (5) | 24 (24) | 24 (24) | 14 (14) | 22 (21) |
| その他 | | | | | 1 | | 6 |
| 計 | | | 19 | 63 | 76 | 64 | 65 |

■ 河川占用料調定額年度別推移

（単位：円）

| 区分 | 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 |
|----------|----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 普通河川 | | 696,190 | 708,384 | 709,952 | 704,720 | 714,682 |
| 準用河川 | | 800,070 | 801,143 | 804,139 | 800,140 | 800,140 |
| 法定外公共物水路 | | 181,413 | 2,177,479 | 2,708,453 | 2,406,769 | 2,476,574 |
| その他 | | | 1,915,461 | 1,915,350 | 1,915,350 | 1,915,350 |
| 計 | | 1,677,673 | 5,602,467 | 6,137,894 | 5,826,979 | 5,906,746 |

開発協議

大型団地等の開発計画が開発建築指導課を通じて河川・みなと振興課に協議されます。

河川・みなと振興課では、雨水や雑排水等の放流先となる河川について断面検討などを行い、開発行為者に対して、各種の条件を付して、開発行為の同意を与えています。

過去5年間における開発協議の受付け状況は次のとおりとなっています。

■ 開発協議の年度別受付状況

（単位：件）

| 年度 \ 区分 | 事前協議 | 変更協議 | 計 |
|----------|------|------|----|
| 平成 29 年度 | 10 | 0 | 10 |
| 平成 30 年度 | 18 | 1 | 19 |
| 令和元年度 | 28 | 3 | 31 |
| 令和 2 年度 | 16 | 1 | 17 |
| 令和 3 年度 | 22 | 0 | 22 |

境界立会

河川・みなと振興課では随時、準用河川及び普通河川における河川・みなと振興課管理地と民地との境界について、境界立会を行っており、字図をもとに当事者間で協議の上、境界の確認を行っています。

過去5年間における境界立会の実施件数は次のとおりとなっています。

■ 境界立会年度別実施状況

（単位：件）

| 年度 \ 区分 | 確認書の交付を行うもの | その他 | 合計 |
|----------|-------------|-----|----|
| 平成 29 年度 | 5 | 4 | 9 |
| 平成 30 年度 | 6 | 30 | 36 |
| 令和元年度 | 8 | 48 | 56 |
| 令和 2 年度 | 4 | 42 | 46 |
| 令和 3 年度 | 7 | 33 | 40 |

（５） 建築確認申請に伴う放流先の確認

建築確認申請に伴う放流先の確認は、準用河川・普通河川及び都市下水路、水路に放流するものについての確認を行っています。また、地すべり防止区域・砂防指定地・急傾斜地崩壊危険区域・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域についても確認も行っていきます。

（６） 水防業務

本市では、洪水や津波、高潮による水災を警戒・防御し、被害を軽減するため、水防法第 33 条の規定に基づき、関係機関が行う業務の内容、役割分担、連絡系統などを定めた「大分市水防計画」を策定しています。

水災が発生、又は発生する恐れがある場合には、大分市水防本部を設置し、河川管理者からの水位等の情報提供をもとに、水門等操作委託を行っている大分市消防団に対し、水門等操作員の待機・出動指示を行います。また、河川管理者から水防警報の通知を受けたときは、消防機関及び関係機関に連絡を行い、必要に応じて消防団の非常配備と水防活動を行います。

平常時には、国・県・市等の関係機関による出水時の情報伝達訓練の実施、大分市消防団を対象に水門等説明会及び水門等一斉点検の実施、大野川防災センターほか市内 10 箇所に設置している水防倉庫の保守管理と水防資器材の備蓄を行うとともに、洪水ハザードマップの配布や住民参加による水防訓練の実施等により市民の防災意識向上に努めています。

また、平成 29 年 6 月に施行された水防法の改正により、河川管理者である国・県、流域市、気象台からなる「大分川・大野川圏域大規模氾濫に関する減災対策協議会」が新たに設置され、今後 5 年間で達成すべき目標を定め、減災のための取組を始めています。

なお、過去 5 年間における委託水門数の年度推移は次のとおりとなっています。

■ 委託水門件数年度別推移

（単位：件数）

| 年度 \ 区分 | 国管理 (国土交通省) | 県管理 | 市管理 | 計 |
|----------|----------------|-----|-----|-----|
| 平成 29 年度 | 95 | 41 | 73 | 209 |
| 平成 30 年度 | 100 | 41 | 73 | 214 |
| 令和元年度 | 108 | 42 | 73 | 223 |
| 令和 2 年度 | 108 | 42 | 73 | 223 |
| 令和 3 年度 | 105 | 42 | 76 | 223 |

（7） 砂防事業等

急傾斜地崩壊対策事業

本市では、大分市地域防災計画の中で位置づけられている災害危険予想箇所（地すべり危険箇所・土石流危険渓流・急傾斜地崩壊危険箇所）の災害防止工事の施工について、県及び地権者との協議をすすめています。

協議により用地問題（寄付）等の工事施工に関する諸問題が解決された地区については、県に対して砂防区域及び急傾斜地崩壊危険区域の指定と砂防堰堤等の築造や急傾斜地崩壊対策事業の早期着工を要請しています。

過去5年間における急傾斜地崩壊対策事業（事業主体は県）の施工状況、それに伴う負担金の支払い状況（地方財政法27条）は次のとおりとなっています。

■ 急傾斜地崩壊対策事業施工状況

| 年度 | 区分 | 施工場所 |
|----------|----|---|
| 平成 29 年度 | | 湛水地区・国分新町地区・2号長水地区(公共) 下迫南地区・宮尾地区・仲西町1丁目地区・下八幡地区・白木地区・生石地区(単独) |
| 平成 30 年度 | | 湛水地区・国分新町地区・2号長水地区・2号廻栖地区(公共) 下迫南地区・宮尾地区・仲西町1丁目地区・東八幡地区・井ノ谷地区・生石地区(単独) |
| 令和元年度 | | 湛水地区・国分新町地区・2号長水地区・田原地区・西脇地区(公共) 下迫南地区・宮尾地区・仲西町1丁目地区・国分新町地区・谷ヶ迫地区・釜本地区・大園D地区・下白木地区(単独) |
| 令和2年度 | | 湛水地区・2号廻栖・田原地区・大園C地区・生石地区・西脇地区・関地区(公共) 宮尾地区・谷ヶ迫地区・釜本地区・大園D地区・国分新町地区・寒田北町4丁目地区・2号長水地区・餅田地区・牧地区・2号永興地区・白木地区(単独) |
| 令和3年度 | | 湛水地区・2号廻栖地区・田原地区・大園C地区・関地区・田ノ浦⑩地区・御幸1地区・一尺屋上浦地区・角子原地区・旦野原⑤地区・上宗方①地区・伊予床⑥地区・中下②地区・下白木地区(公共) 宮尾地区・谷ヶ迫地区・釜本地区・寒田北町4丁目地区・平横瀬地区・南太平寺地区・宮尾(平田)地区・白木地区・2号上野丘西地区・小浜地区・駄ノ原地区・関1,2地区(単独) |

■ 県工事負担金年度別推移

(単位：千円)

| 区分 | 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 |
|------|----|----------|----------|--------|---------|---------|
| 負担金額 | | 42,961 | 24,150 | 48,450 | 59,400 | 79,340 |

大分市既成宅地防災工事等助成事業

県が実施しています急傾斜地崩壊対策事業は、人家5戸以上を対象とし、5戸未満の危険箇所は今まで、放置されていたことから、平成18年6月1日より、5戸未満を対象とした「大分市既成宅地防災工事等助成要綱」を制定し、平成19年度より事業を施行しています。

助成要綱の概要は、崖地の高さおおむね5m以上、傾斜度30度以上で、現に居住の用に供しているものです。助成金の額は、対象戸数5戸未満で、助成率10分の8、1戸当たり600万円を限度とし、毎年4月1日から10月31日まで申請受付をしています。

過去5年間における大分市既成宅地防災工事等助成事業の助成状況は次のとおりとなっています。

■ 大分市既成宅地防災工事等助成状況

(単位：件)

| 区分 \ 年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 助成件数 | 1 | 4 | 0 | 1 | 2 |



(8) 雨水貯留施設設置補助事業

雨水の流出を抑制や、水資源としての雨水の有効利用を推進し、自然と人間の共生する環境循環型社会の構築に資することを目的に、雨水貯留施設を設置するために要した経費の一部を補助する事業を実施しています。

補助の対象となる施設の要件は、雨どいに接続し、建築物の屋根の雨水を貯留するための構造を持っていること、容量が100リットル以上のものであること、設置から5年以上使用できると認められること、雨水貯留タンクにあっては雨水貯留用又はローリータンクとして市販されており、浄化槽転用雨水貯留施設にあってはポンプ設備を有していることなどです。

補助金の額は、経費の2分の1とし、雨水貯留タンクは25,000円、浄化槽転用雨水貯留施設の設置は50,000円を上限としています。

（9）海岸・港湾事業

海岸・港湾事業についてはその事業主体は県にあり、本市は「地方財政法 27 条」の規定に基づき県の施行する海岸・港湾事業に対して負担金を支払っています。

併せて、日本港湾協会をはじめ大分港清港会等港湾関係の団体に加盟し、理事会、総会へ出席する中、海岸・港湾に関する情報収集や清掃活動に参加し、また瀬戸内海の路ネットワーク事業等にも参画する等各方面で活動を行っています。

また、平成 29 年度からは、国直轄による「大分港海岸直轄海岸保全施設整備事業」が着工されたことに伴い、検討委員会に事務局として参加のほか、港湾関連会議へ積極的に参加するなど、予算確保に向けた要望活動等も実施しています。

過去 5 年間における海岸・港湾に関する事業の施工状況及びそれに伴う負担金の支払い状況は次のとおりとなっています。

■ 海岸・港湾事業施工状況

| 区分 年度 | 施工場所 |
|----------|---|
| 平成 29 年度 | 西大分地区(複合一貫輸送ターミナル改良事業)、坂ノ市地区(改修重要港湾)(改修延命化対策)、住吉地区(改修重要港湾) |
| 平成 30 年度 | 西大分地区(複合一貫輸送ターミナル改良事業)、坂ノ市地区(改修重要港湾)(改修統合補助)、住吉地区(改修重要港湾)、大在地区(改修統合補助)、乙津地区(改修統合補助)、田ノ浦地区(海岸改修) |
| 令和元年度 | 西大分地区(複合一貫輸送ターミナル改良事業)、坂ノ市地区(改修重要港湾)(改修統合補助)、住吉地区(改修重要港湾)、大在地区(改修利用高度化)、乙津地区(改修統合補助) |
| 令和2年度 | 大在西地区(複合一貫輸送ターミナル改良事業)、坂ノ市地区(改修重要港湾)(改修利便性向上)、住吉地区(改修重要港湾)、西大分地区(改修利便性向上)、乙津地区(改修延命化対策)、鶴崎地区(改修延命化対策)、大在地区(改修延命化対策) |
| 令和3年度 | 大在西地区(複合一貫輸送ターミナル改良事業)(改修延命化対策)、坂ノ市地区(改修重要港湾)(改修延命化対策)、住吉地区(改修重要港湾)、乙津地区(改修延命化対策) |

■ 県工事負担金年度別推移

(単位：千円)

| 区分 | 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 |
|------|----|----------|----------|---------|---------|---------|
| 負担金額 | | 57,025 | 51,125 | 100,310 | 288,835 | 315,749 |

（10） 砂利採取計画認可申請に係る協議

砂利採取計画の認可申請について、認可権者の大分県知事から意見の照会があった場合、河川・みなと振興課が窓口となり、関係各課の意見を集約のうえ、県に回答しています。

過去5年間における意見照会の件数状況は次のとおりとなっています。

■ 砂利採取計画認可申請に係る協議受付状況

（単位：件）

| 年度 \ 月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|--------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| 平成29年度 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 平成30年度 | 1 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 6 |
| 令和元年度 | 0 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 5 |
| 令和2年度 | 0 | 0 | 3 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 |
| 令和3年度 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 |

（11） 河川・みなと振興課が事務局を持つ外郭団体

大分川・大野川改修促進同盟会

大分川、大野川の改修及び整備を促進するための財源確保や予算拡大を図る目的で組織された団体で、国や関係行政団体等に積極的な要望活動等を行っています。

乙津川環境整備事業促進期成会

乙津川の環境整備を促進し、清らかな水と、魚すむ緑豊かな河川を市民に提供することを目的とし、河川改修や環境整備について、河川管理者である国土交通省へ要望を行うほか、乙津川の美化活動や小中学生を対象とした自然体験学習を通じて河川愛護や自然環境保全の思想の普及を行っています。鶴崎地区の自治会、商工会議所、各種団体、企業の代表及び学識経験者等で構成されています。

（12） 防災ハザードマップ

洪水ハザードマップ

近年、記録的な集中豪雨等による河川の氾濫が頻発しており、全国各地で浸水被害が多発しています。このような被害をできる限り軽減するためには、市民等が日頃から自分が暮らす地域にはどのような水害リスクがあるのかを認識し、いざというときに的確かつ迅速な避難行動がとれることが重要です。

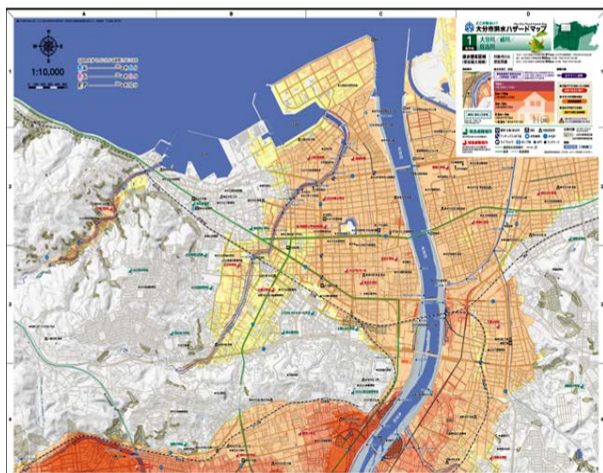
本市では、平成19年度に国や県が作成した「浸水想定区域図」を基に「洪水ハザードマップ」を作成し、対象地域に約8万4千枚を配布しました。

その後、平成27年度の水防法改正により、「想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域」が新たに公表されたことから、平成30年度から洪水ハザードマップの全面的な更新を行い、令和元年8月に対象地域に約16万枚を配布しました。

第Ⅳ部 土木建築部各課の業務内容（河川・みなと振興課）

現在、市のホームページにマップのデータを掲載し、インターネットを通じて参照できるほか、「おおいた洪水ハザードアプリ」を制作し、携帯端末で浸水データや緊急避難場所等の防災情報が取得できるようにしています。

また、防災危機管理課作成の「わが家の防災マニュアル（風水害編）」にも洪水ハザードマップを掲載し、令和元年9月に全戸配布しました。



洪水ハザードマップ

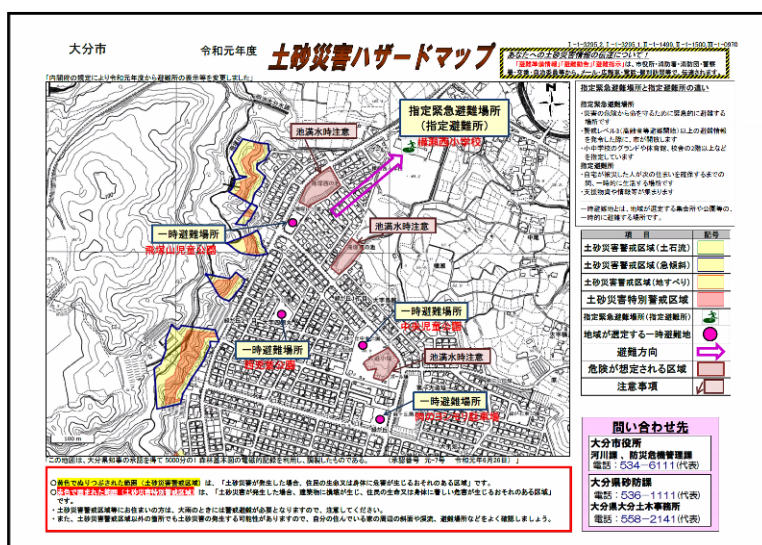


おおいた洪水ハザードアプリ

土砂災害ハザードマップ

令和3年度に、土砂災害防止法に指定された17区域について、土砂災害危険区域等の範囲や避難場所、土石流等のおそれのある区域から避難する際の避難方向など、土砂災害時に円滑かつ迅速に避難確保に必要な事項を記載した「土砂災害ハザードマップ」を作成し、対象となる区域の各世帯に配布しました。

また今後も、大分県による土砂災害危険区域等が指定されたのち、随時「土砂災害ハザードマップ」を作成し、市民へ周知等を行うようにしています。

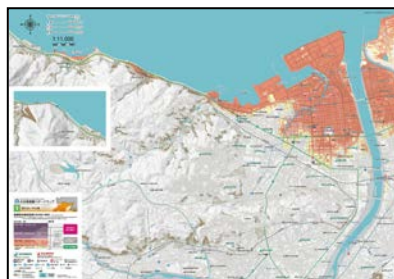


土砂災害ハザードマップ

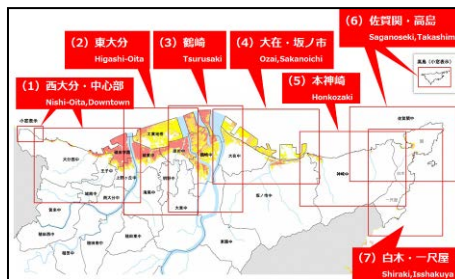
高潮ハザードマップ

令和3年6月に県が新たに指定・公表された、高潮浸水想定区域を基に、緊急避難場所やアンダーパス・地下道など、避難する際に必要な事項を記載した、「高潮ハザードマップ」の作成を行い、令和4年3月に原案が完成しました。

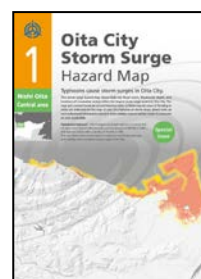
本ハザードマップは市内沿岸部を7つの図郭に分割し作成をしております。また、英語版を併せて作成しております。



高潮ハザードマップ



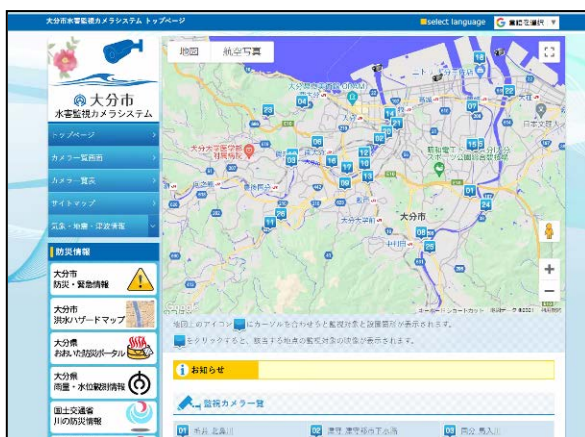
図郭割



英語版（表紙）

（13）水害時避難支援事業

市が管理する中小河川の氾濫危険箇所を基本とし、その他アンダーパス等浸水被害が発生する情報を的確に把握し、行政の迅速な防災活動を行い、市民の避難行動につなげるため、水害監視カメラや自主避難の目安となる量水標の設置を行いました。また、カメラ映像は市ホームページおよびYouTubeにて公開し、市民の早めの避難を促しています。



大分市水害監視カメラシステム



YouTube 公式チャンネル

4. 資料編

（１）大分市の管理する河川の状況

本市が「河川法」及び「大分市普通河川取締条例」に基づき告示している河川は、準用河川 17 本と普通河川 300 本で、その状況は P 70～P 74 のとおりとなっています。

* 準用河川：河川法の二級河川に関する規定が準用される河川

* 普通河川：河川法の適用又は準用を受けない、本市が管理する河川

■ 準用河川（河川法の二級河川に関する規定が準用される河川）

| 番号 | 河川名 | 延長 (m) | 流域面積 (k m ²) | 告示年月日 |
|----|------|-----------|-----------------------------|------------------|
| 1 | 旧寒田川 | 555.0 | 0.100 | 昭和 50 年 4 月 1 日 |
| 2 | 戸無瀬川 | 790.0 | 1.260 | 昭和 52 年 4 月 26 日 |
| 3 | 原川 | 720.0 | 1.220 | 昭和 52 年 4 月 26 日 |
| 4 | 金谷川 | 978.4 | 0.750 | 平成 22 年 5 月 12 日 |
| 5 | 光吉谷川 | 765.0 | 1.070 | 昭和 52 年 9 月 1 日 |
| 6 | 鴨園川 | 1,320.0 | 1.360 | 昭和 52 年 9 月 1 日 |
| 7 | 迫川 | 1,700.7 | 1.350 | 平成元年 7 月 11 日 |
| 8 | 中尾川 | 1,290.0 | 2.100 | 平成元年 7 月 11 日 |
| 9 | 下横瀬川 | 1,400.0 | 1.030 | 昭和 55 年 5 月 2 日 |
| 10 | 本田川 | 1,550.0 | 1.700 | 昭和 55 年 5 月 2 日 |
| 11 | 馬入川 | 713.0 | 1.600 | 平成元年 7 月 11 日 |
| 12 | 第一東川 | 350.0 | 1.220 | 平成元年 9 月 22 日 |
| 13 | 広内川 | 1,159.0 | 0.570 | 平成 2 年 8 月 28 日 |
| 14 | 畑分川 | 950.0 | 1.440 | 平成 3 年 10 月 8 日 |
| 15 | 東上野川 | 862.0 | 0.830 | 平成 5 年 4 月 7 日 |
| 16 | 長谷川 | 1,173.0 | 1.070 | 平成 5 年 4 月 7 日 |
| 17 | 大舞川 | 883.0 | 1.107 | 平成 17 年 1 月 1 日 |
| 合計 | | 17,159.1 | 19.777 | |

第IV部 土木建築部各課の業務内容（河川・みなと振興課）

■ 普通河川（河川法の適用又は準用を受けない、本市が管理する河川）

| 番号 | 河川名 | 延長 (m) | 流域面積 (k m ²) | 番号 | 河川名 | 延長 (m) | 流域面積 (k m ²) |
|----|----------|-----------|-----------------------------|----|----------|-----------|-----------------------------|
| 1 | 鳴川 | 1,548 | 1.89 | 41 | 宇曾谷川 | 814 | 2.69 |
| 2 | 第一田ノ浦川 | 776 | 0.57 | 42 | 宇曾谷川支川 | 745 | 0.41 |
| 3 | 第二田ノ浦川 | 1,309 | 0.50 | 43 | 荒平川 | 329 | 0.19 |
| 4 | 第三田ノ浦川 | 1,245 | 0.53 | 44 | 椎迫谷川 | 516 | 0.13 |
| 5 | 第三田ノ浦川支川 | 808 | 0.11 | 45 | 原川 | 50 | 0.97 |
| 6 | 第四田ノ浦川 | 638 | 0.81 | 46 | 高月川 | 272 | 0.42 |
| 7 | 第四田ノ浦川支川 | 476 | 0.46 | 47 | せえるし川 | 948 | 0.50 |
| 8 | 下白木川 | 152 | 0.13 | 48 | 観音寺川 | 138 | 0.29 |
| 9 | 白木川 | 1,613 | 1.17 | 49 | 本田川 | 550 | 0.82 |
| 10 | 白木川支川 | 214 | 0.10 | 50 | 本田川支川 | 777 | 0.22 |
| 11 | 白木川第二支川 | 323 | 0.20 | 51 | 本田川第二支川 | 503 | 0.34 |
| 12 | 牛ヶ谷川 | 739 | 0.40 | 52 | 本田川第三支川 | 250 | 0.09 |
| 13 | 小谷川 | 390 | 0.14 | 53 | 東院川 | 1,112 | 1.50 |
| 14 | 南生石川 | 700 | 0.17 | 54 | 東院川支川 | 312 | 0.21 |
| 15 | 荒巻川 | 870 | 0.33 | 55 | 中島川 | 2,104 | 2.55 |
| 16 | 角子原川 | 1,231 | 0.32 | 56 | 中島川支川 | 636 | 0.95 |
| 17 | 上野稲田川 | 1,183 | 0.72 | 57 | 下中島川 | 563 | 0.35 |
| 18 | 野稲田川 | 1,048 | 0.38 | 58 | 尼ヶ瀬川 | 1,912 | 0.79 |
| 19 | 唐隅川 | 1,659 | 0.74 | 59 | 尼ヶ瀬川支川 | 239 | 0.27 |
| 20 | 大山川 | 894 | 0.36 | 60 | 井手ノ上川 | 1,812 | 0.94 |
| 21 | 上坂本川 | 1,091 | 0.49 | 61 | 深河内川 | 984 | 0.45 |
| 22 | 坂本川 | 1,077 | 0.46 | 62 | 深河内川支川 | 310 | 0.12 |
| 23 | 坂本川支川 | 383 | 0.11 | 63 | 小野鶴川 | 1,575 | 1.30 |
| 24 | 殿川 | 1,152 | 0.58 | 64 | 津守川 | 2,243 | 1.91 |
| 25 | 牧川 | 1,630 | 0.52 | 65 | 碓山川 | 1,682 | 1.16 |
| 26 | 牧川支川 | 408 | 0.06 | 66 | 米良谷川 | 958 | 0.31 |
| 27 | 池ノ平川 | 818 | 0.47 | 67 | 鴨園川 | 450 | 0.26 |
| 28 | 今堤川 | 1,461 | 1.18 | 68 | 中尾川 | 360 | 2.10 |
| 29 | 今堤川支川 | 478 | 0.35 | 69 | 中尾川支川 | 1,125 | 0.90 |
| 30 | 上志村川 | 632 | 0.50 | 70 | 日暮川 | 1,293 | 0.63 |
| 31 | 志村川 | 488 | 0.33 | 71 | 上久所川 | 2,126 | 1.12 |
| 32 | 上ノ原川 | 1,233 | 0.97 | 72 | 馬場川 | 935 | 0.37 |
| 33 | 江川 | 1,495 | 0.95 | 73 | 鬼塚川 | 528 | 0.16 |
| 34 | 江川支川 | 813 | 0.28 | 74 | 由ヶ迫川 | 328 | 0.24 |
| 35 | 塩田川 | 326 | 0.20 | 75 | 畑分川 | 2,382 | 1.44 |
| 36 | 東上野川 | 1,720 | 0.83 | 76 | 保理木川 | 873 | 1.02 |
| 37 | 猿喰川 | 1,990 | 1.27 | 77 | 保理木川支川 | 1,363 | 0.28 |
| 38 | 西八丸川 | 693 | 0.32 | 78 | 保理木川第二支川 | 345 | 0.14 |
| 39 | 東八丸川 | 772 | 0.34 | 79 | 鬼崎川 | 3,426 | 2.88 |
| 40 | 奈良原川 | 293 | 0.07 | 80 | 飛塚川 | 2,847 | 1.39 |

第IV部 土木建築部各課の業務内容（河川・みなと振興課）

■ 普通河川（河川法の適用又は準用を受けない、本市が管理する河川）

| 番号 | 河川名 | 延長 (m) | 流域面積 (k m ²) | 番号 | 河川名 | 延長 (m) | 流域面積 (k m ²) |
|-----|---------|-----------|-----------------------------|-----|--------|-----------|-----------------------------|
| 81 | 平横瀬川 | 324 | 1.16 | 121 | 蕨野谷川 | 1,120 | 0.42 |
| 82 | 馬入川 | 766 | 1.03 | 122 | 旦那原川 | 2,058 | 1.11 |
| 83 | 上小野鶴川 | 576 | 1.13 | 123 | 敷戸川支川 | 1,365 | 0.27 |
| 84 | 東芳河原 | 740 | 0.26 | 124 | 一の瀬川 | 575 | 0.54 |
| 85 | 米良東谷川 | 633 | 0.15 | 125 | 西芳河原川 | 504 | 0.28 |
| 86 | 米良下谷川 | 205 | 0.17 | 126 | 貝ヶ迫川 | 605 | 0.43 |
| 87 | 米良上谷川 | 414 | 0.27 | 127 | 一ツ橋谷川 | 575 | 0.20 |
| 88 | 水ヶ谷川 | 880 | 0.30 | 128 | 西谷川 | 797 | 1.16 |
| 89 | 七曲谷川 | 350 | 0.27 | 129 | 丹生川 | 684 | 0.88 |
| 90 | 清水川 | 813 | 0.94 | 130 | 丹生川支川 | 388 | 0.25 |
| 91 | 大谷川支川 | 242 | 0.15 | 131 | 園田川 | 6,403 | 6.71 |
| 92 | 南谷川 | 630 | 0.20 | 132 | 赤仁田川 | 1,245 | 0.58 |
| 93 | 浄土寺川 | 475 | 0.42 | 133 | ゴゼ原谷川 | 330 | 0.29 |
| 94 | 延命寺川 | 583 | 0.24 | 134 | 田尾谷川 | 633 | 0.24 |
| 95 | 奥原川 | 3,154 | 1.32 | 135 | 内植田川 | 832 | 0.88 |
| 96 | 奥原川支川 | 288 | 0.12 | 136 | 辺甫羅谷川 | 830 | 0.28 |
| 97 | 佐野川 | 1,058 | 1.92 | 137 | 明神谷川 | 1,563 | 0.42 |
| 98 | 久土川 | 2,380 | 1.10 | 138 | 露谷川 | 1,843 | 0.57 |
| 99 | 屋山川 | 2,530 | 1.39 | 139 | 寒田川 | 4,621 | 3.96 |
| 100 | 炭屋川 | 928 | 0.96 | 140 | 上石川 | 1,018 | 0.60 |
| 101 | 炭屋川支川 | 553 | 0.43 | 141 | 高尾平谷川 | 505 | 0.20 |
| 102 | 水ヶ下川 | 1,663 | 1.35 | 142 | 大田第一谷川 | 950 | 0.03 |
| 103 | 隋光谷川 | 890 | 0.26 | 143 | 大田第二谷川 | 233 | 0.08 |
| 104 | 水ヶ下川支川 | 496 | 0.32 | 144 | 船ヶ迫谷川 | 438 | 0.19 |
| 105 | 轟川 | 1,133 | 1.12 | 145 | 中切谷川 | 563 | 0.37 |
| 106 | 轟川支川 | 515 | 0.24 | 146 | 西寒多川 | 818 | 0.33 |
| 107 | 尾田川 | 1,789 | 1.41 | 147 | 敷戸川 | 721 | 0.38 |
| 108 | 大河内川 | 744 | 0.33 | 148 | 高江川 | 2,000 | 1.05 |
| 109 | 大河内川支川 | 285 | 0.16 | 149 | 笹ヶ迫谷川 | 405 | 0.18 |
| 110 | 川下川 | 298 | 0.12 | 150 | 高江川支川 | 1,418 | 0.75 |
| 111 | 尾田川支川 | 241 | 0.23 | 151 | 長迫谷川 | 1,658 | 0.27 |
| 112 | 尾田川第二支川 | 353 | 0.18 | 152 | 長山川 | 1,898 | 0.50 |
| 113 | 上横瀬川 | 213 | 1.11 | 153 | 戸無瀬川 | 290 | 0.43 |
| 114 | 横瀬川支川 | 450 | 0.26 | 154 | 岩ノ下川 | 403 | 0.08 |
| 115 | 横瀬川 | 373 | 0.87 | 155 | 第一東川 | 1,650 | 1.21 |
| 116 | 岡谷川 | 1,396 | 0.91 | 156 | 片野川 | 631 | 0.26 |
| 117 | 高瀬川 | 762 | 0.31 | 157 | 深迫川 | 1,720 | 0.90 |
| 118 | 田尻谷川 | 1,637 | 0.46 | 158 | 深迫川支川 | 848 | 0.25 |
| 119 | 田尻川 | 1,459 | 1.22 | 159 | 尾津留川 | 1,140 | 0.79 |
| 120 | 流田谷川 | 405 | 0.35 | 160 | 宮谷川支川 | 558 | 0.15 |

第IV部 土木建築部各課の業務内容（河川・みなと振興課）

■ 普通河川（河川法の適用又は準用を受けない、本市が管理する河川）

| 番号 | 河川名 | 延長 (m) | 流域面積 (k m ²) | 番号 | 河川名 | 延長 (m) | 流域面積 (k m ²) |
|-----|--------|-----------|-----------------------------|-----|---------|-----------|-----------------------------|
| 161 | 判田川 | 3,562 | 3.28 | 201 | 上利光川 | 315 | 0.14 |
| 162 | 瀬戸谷川 | 1,123 | 0.58 | 202 | 池田川 | 1,403 | 0.52 |
| 163 | 柳ヶ迫谷川 | 240 | 0.04 | 203 | 馬ヶ川 | 2,345 | 1.59 |
| 164 | 安田谷川 | 720 | 0.28 | 204 | 馬ヶ川支川 | 1,146 | 0.36 |
| 165 | 前谷川 | 575 | 0.33 | 205 | 河原内川 | 5,101 | 1.63 |
| 166 | 明り谷川 | 213 | 0.20 | 206 | 黒岩川 | 1,253 | 1.65 |
| 167 | 立小野川 | 2,686 | 1.77 | 207 | 黒岩川支川 | 1,450 | 0.52 |
| 168 | 板山川 | 348 | 0.09 | 208 | 黒岩川第二支川 | 520 | 0.15 |
| 169 | 川内川 | 458 | 0.21 | 209 | 黒岩川第三支川 | 593 | 0.27 |
| 170 | 立小野川支川 | 2,868 | 1.52 | 210 | 岡鶴谷川 | 470 | 0.50 |
| 171 | 山田川 | 1,010 | 0.47 | 211 | 田代谷川 | 325 | 0.14 |
| 172 | 中の原川 | 508 | 0.46 | 212 | 小中尾川 | 1,545 | 1.86 |
| 173 | 宮ノ原川 | 275 | 0.16 | 213 | 木工代川 | 1,685 | 1.05 |
| 174 | 下冬田川 | 209 | 0.18 | 214 | 平原川 | 2,830 | 2.96 |
| 175 | 和田川 | 2,449 | 1.25 | 215 | 平原川支川 | 1,398 | 0.97 |
| 176 | 前迫川 | 888 | 0.27 | 216 | 檜原川 | 1,395 | 0.48 |
| 177 | 平野川 | 651 | 0.15 | 217 | 岩下谷川 | 1,300 | 0.66 |
| 178 | 湯の谷川 | 914 | 0.27 | 218 | 中無礼川 | 426 | 0.09 |
| 179 | 戸次谷川 | 3,813 | 3.29 | 219 | 吉河原内川 | 3,475 | 2.16 |
| 180 | 無田川 | 1,239 | 0.58 | 220 | 的場川 | 654 | 0.21 |
| 181 | 無田川支川 | 353 | 0.28 | 221 | 上的場川 | 1,487 | 0.56 |
| 182 | 仁田原川 | 2,743 | 1.82 | 222 | 下的場川 | 1,133 | 0.49 |
| 183 | 佐柳川 | 2,362 | 1.53 | 223 | 吉間川 | 545 | 0.12 |
| 184 | 佐柳川支川 | 825 | 0.22 | 224 | 中原川 | 400 | 0.09 |
| 185 | 大内谷川 | 795 | 0.28 | 225 | 高城川 | 705 | 0.27 |
| 186 | 大内川 | 1,403 | 1.69 | 226 | 岩上川 | 1,389 | 0.70 |
| 187 | 大内谷川支川 | 940 | 0.65 | 227 | 花香川 | 1,350 | 0.44 |
| 188 | 長谷川 | 1,895 | 1.00 | 228 | 小筒井川支川 | 601 | 0.81 |
| 189 | 内浦川支川 | 588 | 0.08 | 229 | 桑津留川 | 615 | 0.37 |
| 190 | 内浦川 | 551 | 0.74 | 230 | 穴井迫川 | 2,048 | 1.86 |
| 191 | 木ノ下谷川 | 938 | 0.39 | 231 | 杉原川 | 945 | 0.53 |
| 192 | 上冬田川 | 196 | 0.13 | 232 | 大丸川 | 3,158 | 2.18 |
| 193 | 冬田川 | 1,188 | 0.68 | 233 | 大丸川支川 | 1,164 | 0.49 |
| 194 | 末広川支川 | 1,098 | 2.04 | 234 | 宮尾川 | 3,471 | 1.22 |
| 195 | 末広川第二支 | 1,670 | 0.96 | 235 | 蕨野川 | 1,380 | 1.68 |
| 196 | 玉泉寺川 | 1,260 | 0.60 | 236 | 吉野川 | 1,791 | 0.64 |
| 197 | 藤助川 | 1,445 | 0.71 | 237 | 花鶴川 | 2,359 | 2.22 |
| 198 | 藤助川支川 | 660 | 0.21 | 238 | 伊与床川 | 1,450 | 0.59 |
| 199 | 脇津留川 | 936 | 0.74 | 239 | 奥谷川 | 548 | 0.10 |
| 200 | 王惣川 | 698 | 0.33 | 240 | 上花香川 | 885 | 0.29 |

第IV部 土木建築部各課の業務内容（河川・みなと振興課）

■ 普通河川（河川法の適用又は準用を受けない、本市が管理する河川）

| 番号 | 河川名 | 延長 (m) | 流域面積 (k m ²) | 番号 | 河川名 | 延長 (m) | 流域面積 (k m ²) |
|-----|---------|-----------|-----------------------------|-----|--------|-----------|-----------------------------|
| 241 | 船渡川 | 1,798 | 0.96 | 281 | 摺川 | 3,360 | 3.89 |
| 242 | 下堤川 | 1,259 | 0.26 | 282 | 杵ヶ原川 | 4,200 | 7.89 |
| 243 | 下影ノ木川 | 569 | 0.25 | 283 | 小原川 | 1,818 | 1.16 |
| 244 | 影ノ木川 | 1,546 | 0.82 | 284 | 高沢川 | 2,512 | 2.19 |
| 245 | 西安位川 | 1,734 | 1.20 | 285 | 高沢川支川 | 824 | 0.72 |
| 246 | 東安位川 | 1,603 | 1.08 | 286 | 小川野川 | 1,830 | 1.76 |
| 247 | 東安位川支川 | 383 | 0.32 | 287 | 荒木川 | 905 | 1.99 |
| 248 | 初田川 | 3,195 | 3.48 | 288 | 石合川 | 882 | 1.12 |
| 249 | 屋形川 | 2,659 | 1.68 | 289 | 尾原川 | 994 | 2.27 |
| 250 | 志津留川 | 2,232 | 1.43 | 290 | 西大平川 | 500 | |
| 251 | 志津留川支川 | 539 | 0.30 | 291 | 大平川 | 600 | |
| 252 | 稲積川 | 2,816 | 2.81 | 292 | 古幸川 | 300 | |
| 253 | 萱場谷川 | 710 | 0.42 | 293 | 辛幸川 | 600 | |
| 254 | 仁田平谷川 | 975 | 0.47 | 294 | 古宮川 | 1,400 | |
| 255 | 仁田平谷川支川 | 340 | 0.24 | 295 | 福水川 | 700 | |
| 256 | 蒲ヶ谷川 | 363 | 0.20 | 296 | 小黒川 | 350 | |
| 257 | 上川原川 | 1,637 | 1.09 | 297 | 白木川 | 700 | |
| 258 | 金井戸川 | 485 | 0.81 | 298 | 高崎山排水路 | 280 | 1.28 |
| 259 | 下川原川 | 678 | 0.37 | 299 | 桑本川 | 197 | 0.19 |
| 260 | 尾首谷川 | 755 | 0.26 | 300 | 大谷川 | 1,620 | 1.65 |
| 261 | 吉野山川 | 328 | 0.49 | | | | |
| 262 | 中ノ内谷川 | 600 | 0.34 | | | | |
| 263 | 第二東川 | 750 | 0.14 | | | | |
| 264 | 鶴瀬第一排水路 | 1,476 | 0.62 | | | | |
| 265 | 鶴瀬第二排水路 | 575 | 0.14 | | | | |
| 266 | 備後排水路 | 2,168 | 1.38 | | | | |
| 267 | 尾崎排水路 | 485 | 0.34 | | | | |
| 268 | 安友川 | 920 | 2.18 | | | | |
| 269 | 廻栖川 | 324 | 0.88 | | | | |
| 270 | 入蔵川 | 1,996 | 1.69 | | | | |
| 271 | 入蔵川支川 | 810 | 0.83 | | | | |
| 272 | 舟平川 | 804 | 0.98 | | | | |
| 273 | 太田川 | 5,778 | 8.84 | | | | |
| 274 | 矢貫川 | 2,773 | 2.71 | | | | |
| 275 | 吉熊川 | 728 | 6.82 | | | | |
| 276 | 朝海川 | 2,390 | 7.95 | | | | |
| 277 | 裏谷川 | 5,074 | 7.51 | | | | |
| 278 | 裏谷川支川 | 2,342 | 1.51 | | | | |
| 279 | 梨原川 | 2,816 | 5.72 | | | | |
| 280 | 栗林川 | 3,148 | 2.11 | | 合計 | 349,423 | |

（２）大分市の管理する都市下水路の状況

本市が「下水道法」に基づき告示している都市下水路は6本で、その状況はつぎのとおりとなっています。

■ **都市下水路**（雨水による市街化の浸水を防ぐため、公共下水道の整備に先立って整備された水路）

| 番号 | 名 称 | 延 長 (m) | 幅 員 (m) | 集水区域 (ha) | 告示年月日 |
|----|-----------|------------|---------------|--------------|-----------|
| 1 | 萩原[都市]下水路 | 3,200 | 11.15 ~ 20.69 | 444 | S40.8.24 |
| 2 | 久原都市下水路 | 1,153 | 1.4 ~ 2.7 | 46 | S62.7.6 |
| 3 | 里都市下水路 | 560 | 1.2 ~ 2.0 | 35 | S48.7.14 |
| 4 | 津守都市下水路 | 1,770 | 2.2 ~ 4.2 | 275 | S56.7.1 |
| 5 | 皆春1号都市下水路 | 551 | 1.2 ~ 4.3 | 18 | S60.12.10 |
| 6 | 坂ノ市都市下水路 | 890 | 1.2 ~ 2.1 | 31 | S63.11.15 |
| | 合 計 | 8,124 | | 849 | |

第5章

建築課

1. 業務の概要

設計・監理

建築課は市有施設及び文教施設の建設や営繕工事等に係る設計・発注・工事監理を主業務としていますが、今後は公共施設を「予防保全型」で計画的に維持管理し、最適な配置や運営を促すことで財政負担の軽減と平準化を図り、経営的な視点で公共施設を運用していく「マネジメントの推進」に資する施設整備が求められています。

「安全・安心なまちづくり」を推進する本市としましては、公共建築物の設計にあたり、建築物の目的・用途に応じた多様な手法を用いることにより効率性と高品質を確保するとともに、「文化性豊かな施設づくり」「人や自然にやさしい施設づくり」「災害に強い施設づくり」を目指しています。

2. 施策の方向

（1）令和4年度着工（予定）の主要工事

大分市関崎海星館改修工事

工事場所：大分市大字佐賀関 4057 番地の 419
敷地面積：5,302.17 m²
構造規模：鉄筋コンクリート造 2 階建（一部鉄骨造）
建築面積：714.14 m²
床面積：723.92 m²
工期：令和 4 年 6 月～令和 5 年 2 月（予定）

特 徴

本工事は、天文分野に関する学習の場や佐賀関の自然や豊予海峡を臨む景色が堪能できる憩いの場である関崎海星館について、施設の長寿命化及び機能の強化を図るため、「大分市関崎海星館施設整備基本構想」に基づき、建物改修工事、外構改修工事を行うとともに、望遠鏡の更新やプラネタリアムの新設など天文学習機能の強化を行うものです。

令和 4 年度中に望遠鏡の更新やプラネタリアムの新設等と併せて、エレベーター及び風除室の増築を含む建物改修を終える予定となっており、その後、令和 5 年度の夏頃まで外構の改修を行う予定です。

大分市立植田西中学校屋内運動場大規模改造工事

工事場所：大分市大字田原 3 7 8 番地
敷地面積：26,999.00 m²
構造規模：鉄筋コンクリート造一部鉄骨造平家建
建築面積：1,001.43 m²
床面積：927 m²（文部科学省算定面積）
工 期：令和 4 年 7 月 4 日～令和 5 年 1 月 31 日

特 徴

本工事は、令和 3 年 5 月に策定された「大分市教育施設整備保全計画」に基づき行うもので、築 4 3 年が経過し老朽化した屋内運動場の屋根及び外壁改修、アリーナの床改修、トイレ改修を行うことで学校施設の教育環境向上を図ります。

また、避難所としての機能を持つことを考慮し、少人数の一時的な避難にも利用できる会議室や車いす利用者にも対応した多目的トイレの設置、更衣室にシャワー室を設けるなど、災害時における避難者の利便性も向上させています。

3. 発注（契約）実績

【令和元年度】

（単位：円）

| 種別 | 一般 | | 教育委員会 | | 合計 | | |
|----|-----|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | |
| 委託 | 70 | 42,692,149 | 43 | 123,112,319 | 113 | 165,804,468 | |
| 建築 | 新改築 | 15 | 281,915,648 | 0 | 0 | 281,915,648 | |
| | 修繕等 | 68 | 545,060,121 | 75 | 1,651,041,298 | 143 | 2,196,101,419 |
| 電気 | 新改築 | 17 | 134,719,029 | 0 | 0 | 134,719,029 | |
| | 修繕等 | 60 | 209,253,574 | 26 | 241,539,760 | 86 | 450,793,334 |
| 機械 | 新改築 | 18 | 137,209,146 | 1 | 2,865,863 | 19 | 140,075,009 |
| | 修繕等 | 73 | 393,915,180 | 40 | 409,819,367 | 113 | 803,734,547 |
| 小計 | 新改築 | 50 | 553,843,823 | 1 | 2,865,863 | 51 | 556,709,686 |
| | 修繕等 | 201 | 1,148,228,875 | 141 | 2,302,400,425 | 342 | 3,450,629,300 |
| 合計 | 321 | 1,744,764,847 | 185 | 2,428,378,607 | 506 | 4,173,143,454 | |

【令和2年度】

（単位：円）

| 種別 | 一般 | | 教育委員会 | | 合計 | | |
|----|-----|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | |
| 委託 | 22 | 15,941,541 | 30 | 50,460,901 | 52 | 66,402,442 | |
| 建築 | 新改築 | 12 | 175,282,677 | 4 | 605,678,579 | 16 | 780,961,256 |
| | 修繕等 | 71 | 491,424,575 | 50 | 1,151,628,624 | 121 | 1,643,053,199 |
| 電気 | 新改築 | 13 | 25,673,274 | 4 | 68,792,130 | 17 | 94,465,404 |
| | 修繕等 | 51 | 284,145,274 | 44 | 267,968,489 | 95 | 552,113,763 |
| 機械 | 新改築 | 13 | 59,347,044 | 4 | 91,188,592 | 17 | 150,535,636 |
| | 修繕等 | 77 | 469,618,381 | 37 | 332,743,026 | 114 | 802,361,407 |
| 小計 | 新改築 | 38 | 260,302,995 | 12 | 765,659,301 | 50 | 1,025,962,296 |
| | 修繕等 | 199 | 1,245,188,230 | 131 | 1,752,340,139 | 330 | 2,997,528,369 |
| 合計 | 259 | 1,521,432,766 | 173 | 2,568,460,341 | 432 | 4,089,893,107 | |

【令和3年度】

（単位：円）

| 種別 | 一般 | | 教育委員会 | | 合計 | | |
|----|-----|-------------|-------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | |
| 委託 | 20 | 13,921,204 | 14 | 14,732,960 | 34 | 28,654,164 | |
| 建築 | 新改築 | 7 | 71,689,444 | 2 | 586,328,116 | 9 | 658,017,560 |
| | 修繕等 | 44 | 342,479,368 | 95 | 882,823,083 | 139 | 1,225,302,451 |
| 電気 | 新改築 | 8 | 6,478,105 | 1 | 86,900,000 | 9 | 93,378,105 |
| | 修繕等 | 44 | 142,334,289 | 39 | 130,035,382 | 83 | 272,369,671 |
| 機械 | 新改築 | 5 | 12,667,792 | 2 | 67,559,492 | 7 | 80,227,284 |
| | 修繕等 | 53 | 198,435,138 | 75 | 352,934,899 | 128 | 551,370,037 |
| 小計 | 新改築 | 20 | 90,835,341 | 5 | 740,787,608 | 25 | 831,622,949 |
| | 修繕等 | 141 | 683,248,795 | 209 | 1,365,793,364 | 350 | 2,049,042,159 |
| 合計 | 181 | 788,005,340 | 228 | 2,121,313,932 | 409 | 2,909,319,272 | |

第 6 章 住 宅 課

1. 業務の概要

住宅課では、安全で快適な住宅の整備を図るため以下の業務を行っています。

- ① 市営住宅、特定公共賃貸住宅、地域特別賃貸住宅及び従前居住者用賃貸住宅の新築、増改築、維持管理
- ② 特定優良賃貸住宅に対する家賃補助
- ③ サービス付き高齢者向け住宅に関する登録事務
- ④ 空家等対策
- ⑤ 移住者の居住支援
- ⑥ 子育て世帯の中古住宅取得支援
- ⑦ 子育て高齢者世帯リフォーム支援
- ⑧ ふるさと団地の元気創造推進事業

2. 施策の方向

（1）住宅施策の方向

国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画である「住生活基本計画（全国計画）」が平成28年3月に見直され、これを受けて平成29年3月には、「大分県住生活基本計画」も見直される中で、少子高齢化や人口減少社会の到来を見据えて本市における住宅政策の指針である「大分市住宅マスタープラン」の見直しを平成29年3月に行いました。このプランに基づき、新たな空き家対策や住宅の確保が困難な住宅確保要配慮者に対する住宅セーフティネットの構築、地域住民の主体的な地域の住環境の魅力向上に対する支援、子育て世帯・高齢者世帯・三世帯同居世帯の安定居住など、市民一人ひとりが希望する住生活の実現を図るため、各種住宅施策を展開していきます。

（2）大分市における公営住宅供給の基本的な考え方

平成28年度に見直しを行った「大分市住宅マスタープラン」及び令和2年度に改定を行った「大分市公営住宅等長寿命化計画」により、下記のとおり事業を推進します。

- ① 「大分市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な改修を行うことで公営住宅等ストックの長寿命化を図り、安全で快適な住まいを長期にわたって確保するとともに、地域社会においてバランスのとれた公営住宅等の管理運営を図るため、適正な管理戸数の維持に努めます。
- ② 建替えに際しては、敷地の高度利用や地域の特性に配慮した設計とし、多様なニーズに応じた住戸配置を行うとともに、地域のニーズをふまえ、地域に開かれた施設を併設する等、地域やまちづくりへの貢献についても検討します。
- ③ 共益費や入居要件等管理面における制度の見直しや、ひとり親・高齢者・障がい者等の優先入居、住み替え支援、各種情報提供・相談体制の充実等、柔軟かつきめ細かいさまざまな取組により、多様化するニーズに対応します。
- ④ 高齢者・障がい者等、特に居住の安定が必要な世帯を対象とした特定目的住宅については、需要の動向を見極めながら、適切な戸数の確保に努めます。
- ⑤ 入居者の収入超過状況等の状況把握を行い、適切な入居管理を行います。

3. 施策の概要

(1) 市営住宅等の管理

本市内の既存の市営住宅等について、申込受付業務、家賃収納業務及び維持管理・修繕業務等を行っています。

①管理戸数の推移（令和4年3月31日現在）

（単位：戸）

| 年度 | 項目 種別 地区 | 管 理 戸 数 | | | | | | | 建 設 戸 数 | | | | | | |
|--------|----------------|---------|----|----|------|------|--------|-------|---------|----|----|------|------|--------|----|
| | | 一 般 住 宅 | 3種 | 改良 | 特定公共 | 地域特別 | 従前居住者用 | 計 | 一 般 住 宅 | 3種 | 改良 | 特定公共 | 地域特別 | 従前居住者用 | 計 |
| 平成30年度 | 大 分 | 1,817 | | 92 | 54 | | 110 | 2,073 | | | | | | | 0 |
| | 鶴 崎 | 922 | | | | | | 922 | | | | | | | 0 |
| | 植 田 | 1,584 | 6 | | | | | 1,590 | 40 | | | | | | 40 |
| | 大 南 | 74 | | | | 10 | | 84 | | | | | | | 0 |
| | 大 在 | 60 | | | | | | 60 | | | | | | | 0 |
| | 坂 ノ 市 | 141 | | | | | | 141 | | | | | | | 0 |
| | 佐 賀 関 | 321 | | | 6 | | | 327 | | | | | | | 0 |
| | 野 津 原 | 162 | | | 18 | | | 180 | | | | | | | 0 |
| | 計 | 5,081 | 6 | 92 | 78 | 10 | 110 | 5,377 | 40 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 40 |
| 令和元年度 | 大 分 | 1,817 | | 92 | 54 | | 110 | 2,073 | | | | | | | 0 |
| | 鶴 崎 | 922 | | | | | | 922 | | | | | | | 0 |
| | 植 田 | 1,582 | 6 | | | | | 1,588 | | | | | | | 0 |
| | 大 南 | 74 | | | | 10 | | 84 | | | | | | | 0 |
| | 大 在 | 60 | | | | | | 60 | | | | | | | 0 |
| | 坂 ノ 市 | 141 | | | | | | 141 | | | | | | | 0 |
| | 佐 賀 関 | 321 | | | 6 | | | 327 | | | | | | | 0 |
| | 野 津 原 | 162 | | | 18 | | | 180 | 45 | | | | | | 45 |
| | 計 | 5,079 | 6 | 92 | 78 | 10 | 110 | 5,375 | 45 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 45 |
| 令和2年度 | 大 分 | 1,817 | | 92 | 54 | | 110 | 2,073 | | | | | | | 0 |
| | 鶴 崎 | 922 | | | | | | 922 | | | | | | | 0 |
| | 植 田 | 1,622 | 6 | | | | | 1,628 | 40 | | | | | | 40 |
| | 大 南 | 74 | | | | 10 | | 84 | | | | | | | 0 |
| | 大 在 | 60 | | | | | | 60 | | | | | | | 0 |
| | 坂 ノ 市 | 141 | | | | | | 141 | | | | | | | 0 |
| | 佐 賀 関 | 321 | | | 6 | | | 327 | | | | | | | 0 |
| | 野 津 原 | 114 | | | 18 | | | 132 | | | | | | | 0 |
| | 計 | 5,071 | 6 | 92 | 78 | 10 | 110 | 5,367 | 40 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 40 |
| 令和3年度 | 大 分 | 1,817 | | 92 | 54 | | 110 | 2,073 | | | | | | | 0 |
| | 鶴 崎 | 921 | | | | | | 921 | | | | | | | 0 |
| | 植 田 | 1,528 | 6 | | | | | 1,534 | | | | | | | 0 |
| | 大 南 | 74 | | | | 10 | | 84 | | | | | | | 0 |
| | 大 在 | 60 | | | | | | 60 | | | | | | | 0 |
| | 坂 ノ 市 | 141 | | | | | | 141 | | | | | | | 0 |
| | 佐 賀 関 | 321 | | | 6 | | | 327 | | | | | | | 0 |
| | 野 津 原 | 90 | | | 18 | | | 108 | | | | | | | 0 |
| | 計 | 4,952 | 6 | 92 | 78 | 10 | 110 | 5,248 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

②構造及び用途別管理戸数（令和4年3月31日現在）

（単位：戸）

| 種別 構造 | 一般住宅 | 3種 | 改良 | 特定公共 | 地域特別 | 従前居住者用 | 合計 |
|----------|-------|----|----------------|------|------|--------|-------|
| 木造平屋 | 43 | 6 | 0 | 0 | 6 | 0 | 55 |
| 木造2階 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 4 |
| 簡易耐火平屋 | 289 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 289 |
| 簡易耐火2階 | 161 | 0 | 旭町 26 荒巻 14 | 0 | 0 | 0 | 201 |
| 耐火2階 | 26 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 26 |
| 中層耐火 | 3,425 | 0 | 旭町 52 | 24 | 0 | 0 | 3,501 |
| 高層耐火 | 1,008 | 0 | 0 | 54 | 0 | 110 | 1,172 |
| 合計 | 4,952 | 6 | 92 | 78 | 10 | 110 | 5,248 |

| 種別 構造 | 特 目 住 宅 | | | | | | | 合計 |
|----------|---------|-------|--------|--------|-------|-----------|--------|-----|
| | 身障 | 母子 | 老人同居 | 多家族 | 老人世帯 | 低家賃 | 地域改善 | |
| 木造平家 | 小原 4 | 0 | 0 | 0 | 小原 4 | 0 | 0 | 9 |
| | 花香 1 | | | | | | | |
| 簡易耐火平 | 小原 6 | 0 | 小原 12 | 0 | 0 | 0 | 小野鶴 70 | 89 |
| | 下芹 1 | | | | | | | |
| 簡易耐火2階 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 栗山 4 | 4 |
| 耐火2階 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 中層耐火 | 上田町 2 | | | | | | | 59 |
| | 大石町 2 | | | | | | | |
| | 裏川 2 | 高田 1 | 上田町 2 | 0 | 高田 1 | 新川(母子) 20 | 新加茂 18 | |
| | 大空 2 | | 裏川 4 | | | | | |
| | 東浜 4 | | | | | | | |
| | 高田 1 | | | | | | | |
| 高層耐火 | 東明野 2 | | | | | | | 48 |
| | 羽田 2 | 東明野 6 | 東明野 17 | 東明野 10 | 東明野 5 | 0 | 0 | |
| | 敷戸北 6 | | | | | | | |
| 合計 | 35 | 7 | 35 | 10 | 10 | 20 | 92 | 209 |

③応募状況の推移

(単位:戸)

| 年度 | 区分 項目 種別 | 新築 | | | | 補充 | | | 備考 |
|--------|----------------|------|------|------|-----------|------|------|-----------|----|
| | | 募集戸数 | 応募戸数 | 入居戸数 | 差引 | 応募戸数 | 入居戸数 | 差引 | |
| | | (A) | (B) | (C) | (B) - (C) | (B) | (C) | (B) - (C) | |
| 平成30年度 | 一般住宅 | 4 | 28 | 4 | 24 | 750 | 117 | 633 | |
| | 特公賃 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 地域特別賃 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 従前居住者用 | 0 | 0 | 0 | 0 | 193 | 5 | 188 | |
| | 計 | 4 | 28 | 4 | 24 | 943 | 122 | 821 | |
| 令和元年度 | 一般住宅 | 0 | 0 | 0 | 0 | 655 | 111 | 544 | |
| | 特公賃 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 2 | 1 | |
| | 地域特別賃 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 2 | 3 | |
| | 従前居住者用 | 0 | 0 | 0 | 0 | 159 | 2 | 157 | |
| | 計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 822 | 117 | 705 | |
| 令和2年度 | 一般住宅 | 29 | 84 | 29 | 55 | 616 | 150 | 466 | |
| | 特公賃 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 0 | |
| | 地域特別賃 | 0 | 0 | 0 | 0 | 9 | 2 | 7 | |
| | 従前居住者用 | 0 | 0 | 0 | 0 | 345 | 5 | 340 | |
| | 計 | 29 | 84 | 29 | 55 | 972 | 159 | 813 | |
| 令和3年度 | 一般住宅 | 0 | 0 | 0 | 0 | 514 | 110 | 404 | |
| | 特公賃 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 地域特別賃 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 従前居住者用 | 0 | 0 | 0 | 0 | 438 | 7 | 431 | |
| | 計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 952 | 117 | 835 | |

(2) 市営住宅の建設

住宅や住環境などに対する市民ニーズの高度化・多様化に対応するため、大分市公営住宅等長寿命化計画に基づく建替えを推進し、ゆとりある優れた住環境の整備を図っています。

【6ヵ年の建設状況】

| 年度 | 項目 住宅名 | 戸数 | 種別 | | | 所在地 | 構造 | 戸当り床面積 (㎡) | 備考 |
|-----|-----------|----|------|------|------|----------|--------|---------------|----|
| | | | 公営住宅 | 特定公共 | 地域特別 | | | | |
| H28 | 小屋鶴H27 | 45 | 45 | | | 大分市大字野津原 | 中層 5 F | 82.97 | |
| H30 | 敷戸南H29 | 40 | 40 | | | 大分市敷戸南町 | 中層 5 F | 85.58 | |
| R元 | 小屋鶴H30 | 45 | 45 | | | 大分市大字野津原 | 中層 5 F | 82.97 | |
| R2 | 敷戸南R1 | 40 | 40 | | | 大分市敷戸南町 | 中層 5 F | 85.58 | |

（3）大分市営住宅入居者選考委員会

市営住宅・特定公共賃貸住宅の現状を把握し、入居者選考の制度や基準について協議を行う委員会です。市議会議員5名及び学識経験者5名で構成されます（任期：令和3年4月1日～令和5年3月31日）。

| 区分 | | 氏名 | 摘要 |
|-------|------|-------------|----------------|
| 市議会議員 | 委員長 | 高橋 弘巳 | 新市民クラブ |
| | 副委員長 | 国宗 浩 | 公明党 |
| | 委員 | 長野 辰生 | 自由民主党 |
| | 委員 | 高野 博幸 | 社会民主クラブ |
| | 委員 | スカルリーパー・エイジ | 立憲民主クラブ |
| 学識経験者 | 委員 | 荒金 一義 | 大分市自治委員連絡協議会 |
| | 委員 | 関口 功二 | 連合大分大分地域協議会 |
| | 委員 | 白石 千代子 | 大分市民生委員児童委員協議会 |
| | 委員 | 牧 久美 | 大分市地域婦人団体連合会 |
| | 委員 | 垣添 昇 | 市営中の瀬住宅管理人 |

(R4.4.1現在)

（4）特定優良賃貸住宅に対する家賃補助制度

特定優良賃貸住宅とは、市が認定した中堅所得者向けの良質な民間住宅で、現在市内には3住宅あり、申込受付や住宅の管理は管理会社が行っています。入居するには一定の条件を満たす必要がありますが、国と市が家賃の一部を補助するため、入居者の家賃負担が軽減されます。

（5）サービス付き高齢者向け住宅に関する事務

バリアフリー構造等を有し、介護・医療が連携して高齢者の生活を支援するサービスを提供するなど、基準を満たすものを「サービス付き高齢者向け住宅」として登録しています。市内では、令和4年3月末現在で26住宅が登録されています。

（6）空き家等対策

「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、令和4年3月に策定した「第2期大分市空家等対策計画」を推進し、予防・活用・管理・地域の4つの観点から空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施します。

（7）移住者の居住支援

県外から、市内へ転勤・出向等職務上のものでない自己の意思による移住する者が住宅を取得、または賃借した場合に定額の給付金または支援金を支給しています。平成27年度に事業を開始し、令和3年度末までに本事業を利用して109件の移住がありました。

（8）子育て高齢者世帯等リフォーム支援

子育て世帯の住環境の向上、三世帯同居による子育て及び世代間支援並びに高齢者の暮らしの安全確保を目的として子供部屋の増築やバリアフリー改修工事に対して補助を行う「大分市子育て高齢者世帯リフォーム支援事業」に取り組んでいます。平成25年度から事業を開始し、令和3年度末までに本事業を活用して354件のリフォームが行われました。

（9）子育て世帯の中古住宅取得支援

中古住宅の利活用の促進、子育て世帯の新生活を支援することを目的として、子育て世帯が大分市住み替え情報バンクに登録された中古住宅を取得した場合、取得に要した経費を補助する「大分市中古住宅で始める子育て新生活応援事業」を令和2年度から開始しました。令和3年度末までに本事業を活用して25件の中古住宅の取得がありました。

（10）ふるさと団地の元気創造推進事業

高度経済成長期に開発された郊外型住宅団地では、少子高齢化が深刻化しており、空き家の増加や商店の撤退などの問題を抱え、団地の荒廃が危惧されています。

そこで、本市では平成22年度より「富士見が丘団地」、平成29年度からは「緑が丘団地」及び「にじが丘団地」をモデル団地として指定し地域コミュニティの再生、生活利便性の向上など各団地の活性化に向けた取組を進めてきました。令和2年度からは、市内の5ha以上の住宅団地を対象に事業に取組む団地を公募のうえ事業を実施しており、令和2年度からは「皆春団地」を指定団地に決定し、住宅団地活性化への取組を進めています。

4. 主要事業

(1) 市営住宅等の管理

平成23年4月から指定管理者制度を導入し、大分県住宅供給公社を指定管理者として、市営住宅の一部（11団地2,552戸）について管理を行い、平成26年4月からは、指定管理者による管理戸数を拡大し、市内の市営住宅の大半となる65団地4,976戸を指定管理者による管理としました。指定管理者には、これまでの実績のある大分県住宅供給公社に加え、公募により選定された株式会社別大興産を加え、平成29年3月末までの3年間、2社による市営住宅の管理を行ってきました。

この6年間の導入効果を踏まえ、新たな管理期間となる平成29年4月からは、中堅所得者用の特定公共賃貸住宅等も指定管理者の管理に加えるなどの指定管理対象住宅の見直しを行いました。新たな指定管理期間は令和3年度までの5年間と設定し、引き続き指定管理者2社による管理を行うこととしました。指定管理者の選定を行った結果、引き続き大分県住宅供給公社、株式会社別大興産が管理を行うこととなり、入居者の公募など入退去に関する業務、修繕等の維持管理業務、家賃収納等の業務を行っています。

令和4年度から令和8年度までの5年間については、昨年度新たに選定した結果、前期同様に大分県住宅供給公社、株式会社別大興産が指定管理業務を行うこととなっています。

(2) 市営住宅の建設

敷戸南住宅、敷戸東住宅を敷戸南住宅の敷地に集約して建替えを行う事業を行いました。平成30年度に1棟目の5階建40戸の住宅が、令和2年度に2棟目の5階建40戸の住宅が完成・供用開始し、入居者の移転が完了しました。令和6年度までに従前住宅である敷戸東住宅を順次解体していく予定です。

(3) 空き家対策

適切な管理が行われておらず、その周辺の住環境等を悪化させている老朽危険空き家等から、周辺市民の安全・安心の確保と住環境の改善及び良好な景観の維持を図るため、老朽危険空き家等の所有者等が除却をする場合に補助を行う「大分市老朽危険空き家等除却促進事業」に取り組んでいます。平成25年度の事業開始から令和3年度年度末までで、本事業を使用して除却を行った空家等の件数は、101件です。

また、市内の空き家・空き地の情報を発信することにより、不動産の流通を促進すること等を目的に「大分市住み替え情報バンク」を運用しています。平成23年度の事業開始から令和3年度末までで、359件を登録し、うち293件の売買・賃貸が成約しました。

さらに、空家等の管理や利活用について、専門家らが一堂に集まり、空家等の所有者・管理者から相談を受ける「大分市空家等相談会」を開催しています。

併せて、平成29年度からは、空家等の利活用を促進するため、空家等を改修し、「大分市住み替え情報バンク」に登録した場合や地域活性化に資する福祉・文化用途の施設等に転換した場合に補助する「大分市空家等改修支援事業」に取り組んでおり、本事業を利用して改修を行った空家等の件数は令和3年度末までで8件です。

平成29年度から令和元年度にかけ、空家等所有者に対して実施した「市内全域の空家等所有者等の意向に関するアンケート調査」では、約7割の方が空家等対策事業について知らないと回答がありました。そのため、令和2年度は市民に対し広く空家

等対策事業をPRするとともに、『建物等の適正管理義務』について周知徹底を図ることで、空家等に関する対策の推進に努めました。

また、令和2年度に実施した「空家等実態調査」等の結果等を踏まえ、令和3年度に「第2期大分市空家等対策計画」を策定しました。

（４）ふるさと団地の元気創造推進事業

事業に取り組む団地では、はじめに団地の課題やその解決策等を団地住民自身で検討する住民ワークショップ（写真1参照）を開催します。その後、住民ワークショップで検討した地域課題を解決するための取組を自助・共助・公助により実行しています。主な取組は以下のとおりです。

①富士見が丘中央公園の芝生化（富士見が丘団地）

富士見が丘団地において、住民の憩いの場を創出するために、富士見が丘中央公園を約300人の住民の共同作業により芝生化しました。なお、芝生の管理については団地住民自らが行っています。

②団地再発見森林探検ウォーキング（富士見が丘団地）

富士見が丘連合自治会の主催で、団地辺縁部にウォーキングコースを設置して、ウォーキング大会を開催しています（写真2参照）。

③大分市ふるさと団地住み替え支援事業（緑が丘団地）

緑が丘団地において、団地外から団地内へ住み替えするために空き家等を取得した場合や空き家を賃借した場合に固定資産税相当額や家賃を補助しています。

④ICT等を活用した買い物弱者対策の実施（にじが丘団地）

にじが丘団地において、ICT等を活用した買い物教室の開催や買い物代行等、新しい買い物スタイルの実現を目指しています。

⑤被災時のルール検討（皆春団地）

皆春団地では団地全域が浸水想定区域である為、水害被災時のルール検討を行い、その内容をまとめた避難シートを全世帯に配布しました。

⑥自治会の役員の後継者対策（皆春団地）

自治会役員が固定化されており担い手を探すのが困難な状況の為、自治会の仕事の軽減策や行事の見直し等を行うことで、後継者対策に向けた取組を行っています。



写真1



写真2

第V部 土木建築部關係條例

土木建築部関係条例

<https://krq502.legal-square.com/reiki/reiki.html>

インターネット上で上記のURLを入力すると、大分市の例規集にログインできます。そして、例規集の「第9編 建設」を選択すると下記の条例をご覧いただけます。

- (1) 大分市普通河川取締条例
- (2) 大分市普通河川占用、使用及び採取料条例
- (3) 大分市準用河川占用料及び採取料徴収条例
- (4) 大分市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例
- (5) 大分市道占用料条例
- (6) 大分市道路及び河川等の法定外公共物の管理に関する条例
- (7) 大分市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例
- (8) 大分市市道の構造の技術的基準等に関する条例
- (9) 大分市営住宅条例
- (10) 大分市特定公共賃貸住宅条例
- (11) 大分市地域特別賃貸住宅条例
- (12) 大分市空家等対策の推進に関する条例
- (13) 大分市空家等対策協議会条例
- (14) 大分市従前居住者用賃貸住宅条例
- (15) 大分市営住宅等の整備基準に関する条例

